早稲田大学審査学位論文
博士（スポーツ科学）

発展途上国における
障害者スポーツ政策の発展に関連する要因

Factors Associated with Policy Development of Disability Sport in Developing Countries

２０２０年１月

早稲田大学大学院　スポーツ科学研究科
遠藤　華英
ENDO, Hanae

研究指導教員：　間野　義之

目次

第１章..1
第１節　スポーツを通じた国際協力の台頭..2
第２節　国際協力分野における障害者スポーツの台頭..3
第３節　障害者スポーツに関する国際協力事業の動向..5
第４節　途上国における障害者スポーツ政策に着目する重要性........................6
第５節　途上国における障害者スポーツ政策の発展を捉える事象の選定 8
第６節　研究目的...9
第７節　本研究の意義...10
注釈...11
第２章..13
第１節　障害者政策への影響要因 14
第２節　障害者スポーツのスポーツ施策化に影響を与える要因......................15
第３節　パラアスリート養成に影響を与える要因...16
第４節　途上国における障害者スポーツ振興 17
第５節　先行研究のまとめとリサーチクエスチョンの設定 18
第６節　研究対象事例の選定...20
第７節　研究対象地域・国の選定 21
第３章..24
第１節　目的 25
第２節　マレーシアにおける障害者スポーツの概要 25
第３節　　方法...29
3．1．調査方法 29
3．2．本研究の分析枠組み 30

3. 3. 分析手続き 32
第 4 節　結果 34
4. 1. 政策サブシステム内のアクター 34
4. 2. 政策過程 36
4. 2. 1. 政策サブシステム：国際大会出場に向けた障害者スポーツ選手の待遇改善要求 36
4. 2. 2. 国際競技大会の開催決定に伴う資金調達のイシュー化 40
4. 2. 3. 障害福祉政策からスポーツ政策への転換と政策アウトプット 42
4. 2. 4. 外的要因との関連性 43
第 5 節　考察 45
第 6 節　まとめと課題 49
注釈 50
第 4 章 51
第 1 節　目的 52
第 2 節　タイにおける障害者スポーツの概要 52
第 3 節　方法 53
3. 1. 調査方法 53
3. 2. インタビュー対象者 53
3. 3. インタビュー調査の手続 54
3. 4. 分析の手続 55
第 4 節　結果 57
4. 1. 国外要因 59
4. 2. 国内要因 60
第 5 節　考察 64

第６節　まとめと課題......66
第５章......68
第１節　本研究から得られた知見と考察......69
第２節　研究の限界と今後の研究可能性......73
第３節　政策的インプリケーション......75
引用参考文献......77

第１章

本論文の背景

第１節　スポーツを通じた国際協力の台頭

スポーツを通じた国際協力とは，国際的な社会課題解決のためにスポーツの力を活用しようとする取組みである（Coalter，2010）．この活動は，2000 年以降に国際連合（以下「国連」と略す）によって『開発と平和を後押しするためのスポーツ（Sport for Development and Peace；以下「SDP」と略す)』と称されている．国際社会における SDP の台頭には，従来の経済開発や社会開発では一向に進まない格差の是正を前に，スポーツが様々な開発課題に関連を持ちうるという期待が高まったことが背景にある（小林，2014）．特に，国連が提唱したミレニアム開発目標（Millennium Development Goals；以下「MDGs」と略す）の達成に資するスポーツの効果に関して，政策的に方向付けたことで，スポーツと開発の関係性が近づき，SDP が拡大したといわれている（Kidd，2013）．また，「人間の安全保障」の確立に向け，その概念に抵抗を示す発展途上国（以下「途上国」と略す）[注1] に対する文化的な側面支援のひとつとして，スポーツが活用されているともいわれる（清水，2015）．スポーツが関与しうる領域は非常に多面的であり，災害後の精神的緩和，紛争の予防・解決，ジェンダー格差の是正，HIV/AIDS 患者や障害者などのエンパワメントや社会包摂など，あらゆる分野において，すでにスポーツに関連した国際協力事業が行われている（Levermore, 2010）．

学術分野に目を向けると，SDP の隆盛に伴い 2000 年代頃から欧米を中心に研究が進められている．SDP に関する研究は，開発現場における実践成果を縦断的に調査したプログラム評価研究が中心に行われながら，ドナーとレシピエント間に見られるニーズや社会文化的な差異から生じる齟齬を課題として提示するポストコロニアル批判や社会運動理論など幅広い学術視点から論じられている（小林, 2014）．しかしながら，これまで行われた SDP 研究において対象となる分野は，青少年を対象とした社会的結束の創出や教育機会の提供に重点を置いた開発プログラムに偏重していることが指摘されている（Schulenkorf et al., 2016）．他方，障害やジェンダーに関する課題を対象とした SDP 研究は，開発現場におけ

る実践数が相対的に少ないことが影響し，いまだ十分進められていない（Schulenkorf et al., 2016）．Howe（2018）は，途上国における障害者の多くが貧困層に陥るリスクの高さから，国際的な貧困格差の是正に向けた重要なテーマのひとつに SDP と障害の関連性を指摘している．一方で，やはり開発現場における実践数および研究フィールドの不足から，学術的な進展がみられていないと課題を提示した．そこで本研究は，SDP と障害の関連性を示すひとつの現象として，国際協力分野における障害者スポーツ[注2)] の台頭に着目したい．

第２節　国際協力分野における障害者スポーツの台頭

そもそも，国際社会において「障害」の問題が取沙汰され始めたのは，1970 年代であるとされる（久野，2008）．それ以前では，「障害」に関する問題は，障害者個人が抱える心身の機能障害に起因しており，個人の機能回復を優先する「障害の医療モデル」が長く受け入れられてきた．そのため慈善や社会福祉の枠を出ず，国際協力の枠組みとして捉えられずにいた（久野，2008）．しかし，1970 年以降，障害は個人の問題ではなく，障害者とみなされる人々と周囲の環境，社会との関係性の問題であるという「障害の社会モデル」が台頭した．「社会モデル」の主流化により，「完全参加」と「平等」というスローガンの下，国際社会として「障害」の問題を捉え，障害者の選択肢拡大と権利向上を目指す重要性が高まっている（森，2006）．しかしながら，障害者を取り巻く社会障壁は存在しており，とりわけ途上国における状況は深刻である．途上国に居住する障害者のうち，約 80%は貧困ライン以下で生活しているとされ（International Labour Organization，2011），障害者は非障害者に比べて経済的・社会的要因から高い貧困リスクを抱えているといわれている（World Bank, 2011）．

この状況下において，SDP の台頭に伴い，障害者スポーツの普及・振興は，障害者の人権尊重や社会参加に資する一つの切り口として認識されつつある．Beacom（2009）は，国際社会における障害者の権利向上に関するロビー活動の隆盛，地域紛争や医学的な情報の

不足による途上国の障害者人口の増加，スポーツを取り入れたリハビリテーションプログラムの開発など，複数の背景要因が組み合わさり，国際協力分野においても障害者スポーツの活用を助長する環境が作り出されていると指摘する．2006 年に国連で締結された『障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」と略す)』には，障害者がスポーツを行う権利が明記された[注3]．特に，障害者が対峙する社会的障壁が相対的に高いとされる途上国における障害者スポーツ振興は，社会における障害者個人のエンパワメント，共同体の障害者に対する見方の変容，社会参加の促進という期待が持たれている（Sport for Development and Peace International Working Group，2007 ; Parnes and Hashemi，2007）．

また，このような国際開発領域における障害者スポーツの台頭は，全般的な障害者の権利保障制度の成立に向けた開発援助を引き出す枠組みとして，スポーツが有効であるという障害当事者組織（Disabled Peoples Organizations；以下「DPO」と略す）による認識の広がりとも関連しているとされる．つまり，途上国を含む多くの国に存在する DPO は，アドボカシー活動を進める手段として，スポーツの要素を自らの活動に取り入れ，障害者権利に関する主張をより広く社会的に発信し，国内の法整備を進める推進力としている（Beacom, 2009）．

他方，スポーツ振興という側面においては，障害者問題に対する国際社会の課題意識と，障害者スポーツの普及を進める国際障害者スポーツ団体の間にシナジー効果が生じ，途上国に対して障害者スポーツの普及を支援する新たな機運をもたらしている（Beacom, 2009）．国際パラリンピック委員会（International Paralympic Committee；以下「IPC」と略す）では，国連などの国際機関と連携を図りながら，途上国のパラリンピック出場を支援する取り組みを講じており，パラリンピックの参加を契機とした途上国社会の障害者スポーツ振興を奨励している（IPC，online a）．

第３節　障害者スポーツに関する国際協力事業の動向

障害者スポーツに関する国際協力を主導しているのは，前述した IPC であるといえる．IPC は，途上国の障害者スポーツ振興は，大会自体の持続性を担保する上でも，また国際的に障害者の権利向上に対する意識を高める上でも重要であると位置づけている（Beacom and Brittain，2016）．IPC における国際協力事業は，IPC 傘下の組織であるアギトス財団によって，2012 年より本格的に実施されている．具体としては，途上国における障害当事者に対するスポーツ技術の指導，障害者スポーツ選手が社会的ロールモデルとなるための教育活動，国家パラリンピック委員会の設立支援およびキャパシティ・ビルディングである（AGITOS Foundation，online）．

また，障害（者）に関する社会課題解決に取り組む国際 NGO においても，途上国を対象とした障害者スポーツ支援が行われている．赤十字国際委員会は，障害者スポーツに特化した専門部局を有しており，紛争地や難民キャンプにおいて車椅子スポーツの普及プログラムを実施し，被災者のリハビリテーションや精神的サポートを進めている（International Committee of the Red Cross，online）．

諸外国政府の取組みとしては，オーストラリア政府の事例が挙げられる．オーストラリア政府は，スポーツ外交プログラムである”The Australian Sports Outreach Program（ASOP）”を立ち上げ，太平洋諸島各国・地域とのパートナーシップを締結し，スポーツに関する国際協力事業を実施している．障害者スポーツに関する国際協力については，フィジーを対象に重点的に取り組んでいる．このプログラムの特徴は，相手国・地域の障害当事者に対して，直接的に障害者スポーツに関連したスポーツ・運動プログラムを提供するのみならず，相手国の DPO およびパラリンピック委員会のキャパシティ・ビルディングも積極的に行っている点である．支援終了後に，相手国において障害者スポーツ振興の担い手となるべき組織を支援前からカウンターパートとして位置づけ，障害者スポーツ振興事業を継続できる環境整備を事業目標に置いている（Australian Sports Outreach Program，online）．

日本では，ODA（Official Development Assistance：政府開発援助）の実施機関の一つである JICA（Japan International Cooperation Agency：国際協力機構）の青年海外協力隊事業が，途上国に対するスポーツ支援事業の中心的な役割を担ってきた．障害者スポーツに関連する事業は，数こそ多くはないが，体育や養護教育，あるいはスポーツ振興支援の一環として着実に実施されてきた（遠藤，2019）．また，2017 年には日 ASEAN スポーツ大臣会合が開催され，ASEAN 諸国と日本は，スポーツにおける協力優先分野について政策ガイドラインを策定した．政策ガイドラインには，4 つの協力分野が明記され，そのひとつに「障害者スポーツの発展」が含まれている（スポーツ庁，2017）．

一部の民間団体や競技団体は，日本における障害者スポーツ振興と同時に，途上国への普及・促進活動にも取り組んでいる．社会福祉法人「太陽の家」は，アジアパラ競技大会の前身となる FESPIC[注4)] を設立した．FESPIC は，脊椎損傷のみならず，あらゆる障害を持つ人々が参加可能なアジア地域における初の国際大会であった．FESPIC の発起人であり，「太陽の家」設立者である中村裕氏は，「椰子の木の下でも，どんな貧しい国でも開催できる大会」として FESPIC を位置づけていた（社会福祉法人太陽の家，1984）．東南アジアをはじめとするアジア地域の途上国に対し，当該大会への参加を支援するとともに，各国において障害者スポーツを普及する契機をつくった（社会福祉法人太陽の家，online）．現在もなお，「太陽の家」は指導者の派遣や研修生の招聘事業を通じて，途上国における障害者スポーツの普及事業を継続的に支援している．

第 4 節　途上国における障害者スポーツ政策に着目する重要性

これまで述べた通り，障害者スポーツに関する国際協力は，国際スポーツ統括団体や各国政府，NGO らによって行われており，医学的リハビリテーションの一部や国際的なアドボカシー活動の一環，あるいはスポーツ振興自体を主目的として支援が進められている．支援事業において取り組まれているのは，障害当事者に対するスポーツの紹介や競技力向上支

援，支援相手国・地域において障害者スポーツの振興主体となるDPOやパラリンピック委員会に対するキャパシティ・ビルディングなど多岐に渡っている．

一方で，実際の支援現場においては，ドナーとレシピエント間における文化社会的背景の違いを発端に，援助団体の目的と受益者のニーズを調和させようとする際，数多くの課題に直面すると指摘されている．「国際協力事業の支援効果を維持し，途上国自身が主体的にインフラストラクチャーを確立するという課題は，食料生産や水資源供給の確立と維持などのあらゆる開発政策に関連するほとんどのプロジェクトで存在するとされてきたが，同様の課題は，SDP事業の効果的な実践においても浮上する（Beacom，2009，p．98)」．こうした課題を解決する上で，政治や社会的な背景を踏まえ，途上国において，どのように障害者スポーツが発展するのかという点を検証する必要性が生じるのである（Beacom, 2009)．つまり，途上国に対する障害者スポーツ関連の支援策を講じる際には，その事業自体の効率性や効果を測定する前に，途上国内部の社会的背景について十分考慮する必要があると解釈できる．

スポーツに限らず，開発援助の歴史上，ドナーによる先進国の技術や知識の持ち込み・置き換えに注力するあまり，途上国社会が歴史的に形成してきた制度のあり方とその変化のプロセスが軽視され，事業終了後の持続的な効果が導出されてこなかったという反省がなされてきた（松岡，2008)．このような援助の失敗から，2000年以降における開発援助の取組みでは，途上国自身による課題解決能力の開発を支援するというアプローチが主流化している．松岡（2008）は，この課題解決能力の定着のためには，人々の行動を規定する政策に関する言及が不可欠であると指摘する．途上国内部の「上流（政策・制度)」に着目しつつ，現場の経験や情報を計画に生かすというボトムアップ（ミクロ）アプローチを融合することにより，援助資源の選択と集中，ひいては戦略的な開発援助事業の立案が可能となる（松岡，2008)．

他方，障害者スポーツが関連する科学的検証においては，障害者の心理的状況や，身体的

状況の改善に資するスポーツプログラム，リハビリテーションプログラムに関する医科学研究が重点的に行われてきたため，社会科学分野における研究蓄積が不足している（Howe, 2018）．途上国における長期的な障害者スポーツ振興体制の構築には，障害当事者に対する直接的支援のみならず，組織ビルディングや政府とのパートナーシップ構築，障害に関する権利やスポーツに対する政策的な方針を加味した戦略的事業が重要となる（Devine et al., 2018）．これまで，途上国自身の経験や政策方針，社会的状況について着目する必要性は提示されているものの（Coalter，2010），途上国における障害者スポーツの政策自体について目を向けた研究は，筆者が知る限り存在しない．よって，支援コンテンツであるスポーツプログラム自体の効果を測定するのみならず，最終的に途上国内部において主体的かつ持続的にスポーツシステムを構築するために，政策・制度に関して研究することも求められるといえる．そこで，本研究では，途上国に対する戦略的な障害者スポーツ支援策を考える上で，途上国における障害者スポーツ政策の発展に関連する要因について迫ることとしたい．

第５節　途上国における障害者スポーツ政策の発展を捉える事象の選定

国際的な潮流として，アメリカ，イギリス，オーストラリアなどのスポーツ強豪国を中心に，障害者スポーツを非障害者スポーツと同様に行政が支援するため，政策的な一元化を図る，障害者スポーツのスポーツ施策化が進められている（野川ら，2012）．特にカナダでは，国民のスポーツ参加人口拡大からオリンピックなど国際競技大会においてメダル獲得を目指す選手の育成，セカンドキャリア支援まで包含した長期的スポーツ振興プランである“Long-Term Athlete Development Model（LTAD）”に，障害者スポーツも統合し，ひとつのスポーツ政策として推進している（Misener and Darcy，2014）．また，藤田（2015）は，日本の障害者スポーツ振興のパラダイム変化として，2011 年にスポーツ基本法の制定後の厚生労働省から文部科学省への移管を挙げ，「障害者の社会参加と生活向上のための障害者スポーツ施策から，スポーツとしての普及，強化，振興のための障害者スポーツ施策」への

転換期としている（藤田，2015）．よって，障害者スポーツのスポーツ施策化は，障害者スポーツ政策がスポーツのメインストリームから疎外されているとされる途上国においても障害者スポーツ政策の発展を検討する上での 1 つの事象になりえるといえる（Novak, 2017）．

また，各国における障害者スポーツ政策の熟度を評価する上での指標として，障害者のスポーツ実施率や公共スポーツ施設の利用率，障害者スポーツ指導者の人口等が用いられている（笹川スポーツ財団，2017）．しかしながら，途上国においては各国の障害者統計の不備また分析の不足により，障害者人口の精緻な算出も困難な状況にあり（森，2008），障害者スポーツの振興状況を数値的に確認できるエビデンスを得ることは難しい．そこで，途上国における障害者スポーツ政策の発展を捉える事象として，パラアスリート[注5)]の養成メカニズムに着目する．途上国に対する障害者スポーツ支援事業において実施されたニーズ調査によると，プログラムに参加する障害当事者にとっては，レクレーションや生涯スポーツとしてスポーツ活動に参加できる環境のみならず，競技レベルを制限されないエリートアスリートへの道筋が確保されることもニーズとして浮上すると報告されている（Devine et al.，2018）．途上国におけるパラアスリート養成による社会的ベネフィットについては，科学的な根拠に対する疑義が唱えられているものの，障害者スポーツ選手自身への効果，他の障害者に対するエンパワメント，社会における障害者に対する態度変容など，いくつか報告がなされている（Blauwet and Willick，2012）．よって，恒常的なパラアスリートの養成も，途上国における障害者スポーツ政策の発展を捉える上での指標となりえる．

そこで，本研究は途上国における障害者スポーツのスポーツ施策化および恒常的なパラアスリート養成を障害者スポーツ政策の発展として捉えることとする．

第 6 節　研究目的

以上の議論を踏まえ，途上国における障害者スポーツ政策の発展に関連する要因を明らかにするために，下記の目的を設定する．

目的 1. 途上国における障害者スポーツのスポーツ施策化メカニズムを明らかにすること

目的 2. 途上国におけるパラアスリートの養成メカニズムを明らかにすること

第 7 節　本研究の意義

上述した Beacom（2009）が指摘する，ドナーとレシピエントにみられる障害者スポーツに関するニーズの乖離を解決する上でも，途上国自身が形成してきた障害者スポーツに関する政策・制度に着目し，どのような要因が関連して発展してきたのか明らかにすることで，ドナーサイドの援助疲れやレシピエント側に過度な負担をかける非効率的な援助実施を防ぐことにつながるといえる．

SDP 政策の主たる目的は，プログラムの実行による直接的な効果を上げることもさることながら，支援終了後の途上国社会における持続性を担保することが重要とされる．ゆえに，効果的な国際支援事業を実行するために，これまで日本が実施してきた現場主導のボトムアップのアプローチに加え，途上国における障害者スポーツ振興を適える条件である社会経済的な状況や制度，政策の相互作用を踏まえた援助規模の策定や投入資源の調整など，戦略的なプロジェクト立案に寄与できると考える．すでに日本政府，および民間組織では，東南アジアをはじめとしたアジア地域の途上国・地域に対して障害者スポーツ振興の支援を実施してきた．今後，日本が国際的なスポーツに関する協力関係を構築する上では，途上国自身の経験に目を向けた研究推進も重要になると考える．

次章では，途上国における障害者スポーツ政策の発展を捉えるために，障害（者）政策への影響要因，障害者スポーツのスポーツ施策化およびパラアスリートの養成に影響を与える要因，途上国の障害者スポーツに関する動向を中心に先行研究の検討を行う．

注釈

注 1) 本研究における途上国の定義は, 経済協力開発機構内の開発援助委員会 (Development Assistance Committee：DAC) が DAC 援助受取国・地域リストに認定されている国とした.

注 2）本研究における障害者スポーツの定義は，DePauw and Gavron（2005）を支持し，障害（impairment）を持つ人々が実施するためにルール等を適合化させたスポーツとする．近年では, 障害の有無に依らず誰しもが行うスポーツを指すこともあるが, 本論文において対象とする障害者スポーツは，障害の「有」を前提とする．また，障害者の対比として用いられる「健常者」については, そもそも障害がない状態を積極的に定義することが困難であるとの Oliver（1996）による指摘から，本研究では「非障害者」として表記し，健常者スポーツを表現する用語として「非障害者スポーツ」と表記する.

注 3)「障害者権利条約」の 30 条には「文化的な生活、レクリエーション，余暇及びスポーツへの参加」の規定が明記されており, 障害者に対しスポーツ参加のための平等な機会を制度的に保障するよう努力することが求められている．具体としては下記の通りである.

- 障害のある人が、あらゆる段階における主流のスポーツ活動に可能な最大限の範囲内で参加することを奨励し及び促進すること.
- 障害のある人が障害独自のスポーツ活動及びレクリエーション活動を組織し、発展させ及びそれに参加する機会を有することを確保すること、並びにこのため適当な指導、訓練及び資源が他の者との平等を基礎として提供されることを奨励すること.

注 4）FESPIC は，アジアおよび太平洋地域の障害者スポーツの総合競技大会であり，1974 年、大分にある社会福祉法人太陽の家の創設者、中村裕が提唱したことが始まりである．中

村は「パラリンピックの父」とされるルートヴィヒ・グットマンに太平洋規模の障害者スポーツの総合競技大会の構想を伝え、これに対してグットマンは既にパンアメリカン競技大会が存在したことから，対象地域を極東および南太平洋とすることを提案した．詳細は社会福祉法人太陽の家公式ウェブサイト参照のこと．

注 5）本研究では，競技スポーツに従事する障害当事者を指す用語として，「障害者スポーツ選手」または「パラアスリート」も用いることとする．また，パラリンピックに出場した経験を持つ障害当事者を示す用語としては，「パラリンピック選手」または「パラリンピアン」を用いることとする．

第２章

先行研究の検討

第１節　障害者政策への影響要因

まず，障害者スポーツ政策に関連する要因に言及する前提条件として，障害（者）に関する政策への影響要因について整理したい．障害者の生活，および政策に関する研究は，障害学として社会学的な知見から明らかにされてきた．特に，Oliver（1996）は，障害者の生活・社会環境は，障害者個人のみならず，社会との相互関係により規定されるとしている．障害に関する政策に影響を及ぼす要因の 1 点目は，障害者が差別の対象となってきた歴史的背景が挙げられる（Oliver，1996）．宗教的観念，資本主義の到来による農村部の協働システムから組織的な労働社会への移行など，国や時代によって大きく異なっているが，障害者に対する偏見の原因は生活様式や社会の主要な価値との結びつきを通じて文化的に産出される．

２点目は，経済力である．国家が提供する公的サービスは，財政基盤と，その再分配に依拠する．それはつまり，国家の経済的事情は，スポーツ政策に限らず，障害者が関わるあらゆる公共政策に影響しうることを明示している（Oliver，1996）．障害者がスポーツに関わるきっかけのひとつが障害者政策の範囲である医療リハビリテーションである点を鑑みると，障害者政策全般への費用分配は，障害者のスポーツ参加機会に影響を及ぼしているといえる．

他方，Anspach（1979）は，障害者が係る政策・システム形成には障害当事者運動が原動力となると指摘している．このような障害当事者による市民運動は，障害者に対する大衆の理解を変革させる方向性をもったものであった．アジア地域においては，1981 年の「障害者インターナショナル（Disabled Peoples' International；以下「DPI」と略す）」が途上国の障害者運動の興隆に大きなきっかけをつくったことが指摘されている（高嶺，1997）．これまでのアジア地域における障害者運動は，各国における障害者に関する法律の制定や国の障害者施策の立案・実施に参加するなど，様々な成果を生み出したとされている（高嶺，1997）．

また，小林（2010）は，社会経済のグローバル化に伴う国際社会の影響を指摘している．アジア地域に言及すれば，1990 年代以降に障害者が関する国際的な規範が段階的に形成されているといえる．例えば，「(第 1 次）アジア太平洋障害者の十年（1993—2002)」の採択や，2002 年に政府間会合において採択された，『びわこミレニアム・フレームワーク（以下「BMF)」と略す」』が挙げられる（内閣府，online)．さらに，2006 年には障害者権利条約が国連で採択された．障害者権利条約は「全ての障害者によるあらゆる人権および基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し，保護し，確保すること並びに障害者の固有の尊厳を促進すること」を目的として制定された，障害者権利に関する初の国際条約である（外務省，online)．このような一連の国際社会における規範形成，そして採択される条約への批准を通じて国内の法整備が進められる契機となっている（小林，2010）

第 2 節　障害者スポーツのスポーツ施策化に影響を与える要因

障害者スポーツのスポーツ施策化については，これまで先進諸国の事例を中心にいくつか報告がなされている．障害者スポーツのスポーツ施策化に影響する要因として，国内の障害者権利に関する政策の進展が挙げられている（Dowling et al.，2018)．アメリカ合衆国における米国オリンピック委員会と障害者スポーツ団体の統合を巡る議論においては，障害者スポーツ選手に対して提供されるサポートおよびサービスが，非障害者スポーツ選手に比べて劣っていることが「米国アマチュア・スポーツ法」の規定のみならず，そもそも「米国障害者差別禁止法」に抵触するという障害者の権利に関する問題に発展した．そのため，障害者スポーツの政策的位置づけを検討する際，スポーツの文脈だけではなく，障害が関連する法制度を含む視点が求められ始めていることが示唆された（Hums et al.，2003)．イギリスにおける障害者スポーツ政策については，長年スポーツ政策のメインストリームになく，障害者スポーツ普及の担い手は，競技団体や地域のスポーツクラブであったことが報告されている（Thomas，2003)．しかしながら，1990 年以降，障害者のスポーツ参加を促す

様々な施策が導入され，地域での障害者の受入れ体制は，1995 年の「障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act：DDA)」制定以降に加速したことが示されている．DDA は，障害者の地域におけるスポーツ施設やスポーツクラブの利用を促進させるなど，イギリスの障害者スポーツに多大な影響をもたらしている（笹川スポーツ財団，2017)．

また，藤田（2015）は日本の障害者スポーツ政策の変遷を基に，1998 年長野パラリンピック開催もさることながら，国際的なパラリンピックの高度競技化に伴い，日本国内においても障害者が非障害者と同様にスポーツを楽しめる環境づくりの推進および日本選手の強化策の検討が進められ，非障害者スポーツ一体的にスポーツ振興を図ろうとする政策へ段階的に変化したと指摘している．

途上国の状況については，野川ら（2012）が，東南アジア諸国連合（Association of South - East Asian Nations；以下，ASEAN）4 カ国の障害者・非障害者のスポーツ政策の実施体制を調査した．野川ら（2012）によると，先進国同様，一部途上国においても障害者スポーツ政策は，非障害者スポーツ政策と同様の省庁下で管轄されている．ただし，こうした一元化体制は，財政支援や人員不足が原因であることも指摘されている．よって，途上国における障害者スポーツと非障害者スポーツの一元化体制を，一概にポジティブな状況として解釈してはならないことには留意したい．また，先進諸国とは異なる要因によって一元化が実現するという，途上国特有の文脈が存在することも考えられる．

第３節　パラアスリート養成に影響を与える要因

Howe（2004）は，シドニーパラリンピック以降，パラリンピックがオリンピックに並ぶ競争的な国際競技大会として価値変容が起こったことにより，各国が政策的にパラアスリートの養成に取り組むようになったと指摘した．このような，パラリンピックがオリンピックに並ぶ国際競技大会であるという見方は，2008 年北京大会以降に一層強まり，先進国，途上国問わず，パラアスリートの輩出に向けて積極的に取り組むような機運醸成につなが

っている（Blauwet and Willick，2012）．また，Howe（2018）は，国家を代表するトップアスリートとしてパラリンピアンが注目され，メディア露出の機会増加したことで，各国において障害者スポーツ選手を非障害者スポーツ選手と同様に，エリートスポーツの対象と見なすようになったことを示している．すなわち，パラリンピックの国際的な位置づけ変容が，各国における障害者スポーツのハイパフォーマンス化をもたらしているといえる．

このような国際的な障害者スポーツのハイパフォーマンス化により，パラリンピックにおける国際競技力を規定する要因についての研究も徐々に進められることとなった．オリンピックの文脈において解明されてきた説明変数を基に，パラリンピックにおける競技成績を分析すると，結果として，パラリンピックにおいても経済力，政治体制，人口や気候条件など多数のマクロ要因と国際競技力との関連が示された（Buts et al.，2013）．すなわち，経済力に劣る途上国においては，パラリンピックにおけるメダル獲得は相対的に障壁が高いことを示している．

第４節　途上国における障害者スポーツ振興

パラリンピックをはじめとした障害者スポーツの国際競技大会の参加国・地域数は年々増加しており，途上国においても障害者スポーツの振興・普及が段階的に進んでいることを示す研究がなされている．Lauff（2011）は，2000 年以降，途上国であってもパラリンピックなど障害者スポーツの国際競技大会へ参加する国・地域数が増加している背景として，国際的に経済状況が改善した点，紛争や独立運動を契機として国・地域数の増加という国際社会の動向による影響，そして大会主催者である国際競技団体の変化があると指摘している．

IPC と国際オリンピック委員会（International Olympic Committee；以下「IOC」と略す）の連携協定の締結は，大会参加への機運を醸成するのみならず，資金面など開催にかかるコストの軽減やマーケティングに関する知見の共有など，パラリンピックの大会の安定的な運営の実現および商業的価値の向上をもたらし，途上国のパラリンピック参加状況にも影

響したと示唆している．

一方で，Lauff（2011）は，いまだ後発発展途上国は参加率が低く，パラリンピックの出場状況は二極化傾向にあることも示している．Beacom and Brittain（2016）も，ロンドン大会を事例に挙げ，オリンピックに出場している国・地域のうち 20%がパラリンピックに出場しておらず，また出場したとしても参加選手数が 1 名のみの途上国が多いことから，途上国にとってパラリンピックへの出場自体も困難であることを示した．このようなパラリンピックにおける二極化構造は，経済的な影響のみならず，途上国におけるスポーツ政策自体の成熟度や障害者の権利運動に対する政府の見解および法制度が関連して生み出されている（Brittain，2006 ; Dowling et al.2018）．

途上国における特定競技の普及については，Beacom（2009）が，障害者スポーツと非障害者スポーツの各国際競技団体の接近が，途上国における障害者スポーツ振興に貢献することを示した．具体的事例として，スリランカにおける車いすテニスの普及を紹介している．国際車いすテニス連盟は，国際テニス連盟の傘下に組み入れられており，車いすテニスの普及のために国際テニス連盟が有する既存の国際的ネットワークが活用できる．スリランカの事例では，テニス連盟が有する既存のネットワークを介し，紛争被害者のリハビリテーションプログラムに車いすテニスが導入されたことで，競技人口の拡大につながったことが報告されている．すなわち，障害者スポーツと非障害者スポーツの各国際競技団体の連携は，各国において既に構築されているスポーツに関する多様なリソースを障害者スポーツ普及に活用しうる機会の拡大を示しているといえる．

第５節　先行研究のまとめとリサーチクエスチョンの設定

以上の先行研究を整理すると，まず，各国における障害者政策には，経済力や社会的・文化的な背景，そして国内部の市民運動や国際社会からの働き掛けが影響を及ぼすことが明らかにされており，途上国における障害者の生活環境を制約する要因として提示されてい

る．多くの場合，障害者のスポーツ実施が福祉サービスの一部として提供されるため，障害者が関連する政策全般への費用分配は，途上国における障害者スポーツ政策に関連しているといえる．

障害者スポーツのスポーツ施策化は，障害者差別を禁ずる法律や条約の制定など，各国における障害（者）に関する権利保障制度の進展に影響を受け，先進国を中心に進められている．また，国際競技大会としてのパラリンピックの台頭，そして高度競技化も，各国において障害者スポーツを非障害者スポーツ同様に普及，選手強化を進める動機となっている．一方で，一部途上国においても障害者スポーツと非障害者スポーツの一元化体制が敷かれているものの，人員や財政的支援の不足を理由とする場合もあり，ゆえに途上国特有の文脈があることが示唆された．

各国がパラアスリートの養成および障害者スポーツの競技力向上に取り組む背景についても，パラリンピックの高度競技化による大会価値の変容があることが指摘されていた．関連して，パラリンピックにおける各国のパフォーマンスを規定する要因としては，経済状況や人口など，オリンピックにおける国際競技力の規定要因がメダル獲得数に影響することが示された．

最後に，途上国における障害者スポーツの振興状況を把握する上では，その変化を読み取る指標として，パラリンピックなど国際競技大会へ参加する途上国・地域数の推移や，個別の競技や国・地域を対象とした競技者人口の増減が用いられてきた．ここでは，文化的な背景や社会経済的状況のほか，特に2000年以降のIPCとIOCによる連携協定の締結，国際競技団体における障害者スポーツと非障害者スポーツの組織的な結束の強まりという，国際的な制度や取組みの変化による影響が示されてきた．すなわち，途上国の障害者スポーツの状況には，統括組織である国際競技団体の動向が影響するといえる．また，先進国同様，途上国における障害者の権利運動の進展と障害者スポーツ振興は密接に関連していることが示唆されている．

先行研究を整理したことで浮上するリサーチ・ギャップに関しては，以下に集約することができる．はじめに，障害者スポーツのスポーツ施策化およびパラアスリートの養成に影響する要因としては，障害者関連法の進展，パラリンピックの国際的な認識変容および高度競技化が挙げられている．しかしながら，障害者スポーツ政策の動向や発展を議論する上で研究対象となっているのは，パラリンピックで一定の競技成績をおさめる先進諸国や，パラリンピックの自国開催を経験した都市・国家である．一方，途上国における障害者スポーツ振興に関する議論は，そのほとんどが社会経済的背景を発端としたマクロな制約要因への言及に留まり，本研究が着目する途上国における障害者スポーツ政策に関連するメゾレベルの要因については明らかにされていない．さらに，パラリンピックをはじめとした国際競技大会への途上国の参加状況，特定の障害者スポーツの普及事例については報告されているものの，国際競技団体の制度変更や統合による影響を明らかにしたものであり，途上国内部の政策や制度の発展や変化に言及してはいない．

そのため，先行研究において示されてきた諸要因が，実際に途上国社会における障害者スポーツ政策の発展を検討する上で，どの程度，あるいはいかにして関連しているかの明らかになっていない点はリサーチ・ギャップといえる．

以上を踏まえ，以下の通り本研究におけるリサーチクエスチョンを設定した．

1. 途上国における障害者スポーツのスポーツ施策化に影響する要因は何か（研究 1）．
2. 途上国におけるパラアスリートの養成に影響する要因は何か（研究 2）．

第 6 節　研究対象事例の選定

障害者スポーツのスポーツ施策化事例として，先行研究では障害者スポーツが非障害者スポーツと同様の政策所管に一元化される例が取り上げられている．そこで，研究 1 では途上国において障害者スポーツが福祉政策からスポーツ政策所管へ移管された事例を研究対象とすることとした．

また，パラアスリートの養成については，パラリンピックの出場選手数を適用する．本来であれば，パラアスリートの養成，すなわち国際競技力向上に資する規定要因の解明については，各国におけるメダル獲得数を従属変数とするのが一般的である．しかしながら，現状としてパラリンピックにおけるメダル獲得は，上位 10 カ国でその半数を占められており，途上国と位置付けられる国家が獲得できるメダルは少数である（Brittain，2006）．そのため，経年変化を観測することが困難である．そのため，操作的にメダル獲得数ではなくパラリンピックへの出場選手数を指標とし，その増加要因を探ることとした．

第 7 節　研究対象地域・国の選定

本研究のリサーチクエスチョンを明らかにするためには，途上国であっても障害者スポーツの進展がある程度観測できる地域が望ましい．途上国と位置付けられていても，独自の発展を遂げたグッドプラクティスを見出すことで，途上国における障害者スポーツ振興に関する議論を深化できる（Dowling et al.，2018）．そこで，国際関係上でも日本と省庁レベルでスポーツに関する協力関係が締結されている ASEAN に属する国家を対象として選定することとした．当該地域では，国際的には唯一存在する準地域的な障害者スポーツ連盟である ASEAN Para Sports Federation（以下「APSF」と略す）が設立されている．ASEAN Para Sports Federation は，ASEAN10 カ国が参加する障害者スポーツに特化した国際競技大会を主催しており，各国のパラリンピック委員会委員が理事に就任している．途上国を含む地域であっても，障害者スポーツに関する地域主体の施策や取り組みを講じており，本研究の対象として適切であると判断した．

野川ら（2012）の調査によると，ASEAN に属する途上国のうち，省庁レベルで障害者スポーツと非障害者スポーツ政策が一元化されている国家は，少なくともマレーシア，タイ王国（以下「タイ」と略す），ベトナム社会主義共和国である．また，ラオス人民民主共和国においても障害者スポーツがスポーツ業務の所管省庁傘下で管轄されていることが筆者の

調査によって明らかになっている．そのうち，障害者スポーツが福祉政策からスポーツ政策の所管省庁に移管された経緯があるという条件を満たし，加えて障害者政策およびスポーツ政策に関する経年的な蓄積がある等の諸条件を鑑み，研究 1 の研究対象国としてマレーシアを選定した.

研究 2 の対象国はパラリンピックの出場選手数を基に選定を行った．ASEAN におけるパラリンピック出場実績は表 1 の通りである（表 1）．IPC が IOC との協力関係を構築しはじめた 2000 年以降の動向をみると，先行研究で示されている通り，ASEAN 全体としてもゆるやかにパラリンピックの参加度合いを高めているといってよい．しかし他国と比較すると，タイは急激に派遣選手数を増加させている．IOC と IPC の協力協定が締結され，その協定内容が実際に大会に反映され始めるのは 2004 年アテネ大会以降である．その点を鑑みると，先行研究が示す国際競技団体による影響のみでは，なぜシドニー大会時点で大きな変化が生じたのかは十分説明できない．途上国に位置付けられているタイが，シドニー大会を皮切りにそれ以降も継続的に選手を派遣し続けている点については注目に値し，研究 2 の調査対象国に選定した.

表 1. ASEAN 各国のパラリンピック出場選手数の推移

	1972 ハイデルベルク	1976 トロント	1980 アーネム	1984 ニューヨーク・ストークマンデビル	1988 ソウル	1992 バルセロナ・マドリード	1996 アトランタ	2000 シドニー	2004 アテネ	2008 北京	2012 ロンドン	2016 リオデジャネイロ
シンガポール	-	-	-	-	8	4	3	3	7	6	8	13
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
マレーシア	4	-	-	-	14	10	6	10	19	11	22	19
タイ	-	-	-	4	10	5	7	41	43	40	49	45
インドネシア	-	12	15	8	19	-	1	4	3	3	4	9
フィリピン	-	-	-	-	4	-	-	2	2	3	9	5
ベトナム	-	-	-	-	-	-	-	2	4	8	11	11
ラオス	-	-	-	-	-	-	-	2	-	1	1	1
ミャンマー	-	-	-	-	-	1	-	-	-	3	2	2
カンボジア	-	-	-	-	-	-	-	11	2	1	1	1
全10か国合計	4	12	15	12	55	20	17	75	80	76	107	107
参加全選手における10か国選手の割合	0.41%	0.72%	0.76%	0.41%	1.80%	0.67%	0.52%	1.93%	2.10%	1.92%	2.53%	2.47%

※IPC ウェブサイトより筆者作成

第３章

途上国における
障害者スポーツ政策の統合過程
―マレーシアを事例として―

第１節　目的

本章では研究 1 として，途上国における障害者スポーツのスポーツ施策化に影響する要因を検討するため，障害者スポーツの管轄が，福祉政策の所管省庁からスポーツ政策の所管省庁に移管されたマレーシアを対象に，その移管プロセスに影響を与えた要因を明らかにすることを目的とした．研究全体において，本章は途上国における障害者スポーツのスポーツ施策化メカニズムに迫る役割を担う．

第２章で検討した通り，障害者スポーツのスポーツ施策化は，各国における障害者関連の法制度の進展やパラリンピックの価値変容を背景に，先進諸国において進められている．一方，障害者スポーツはスポーツ政策のメインストリームから疎外されてきたとされる途上国であっても，障害者スポーツと非障害者スポーツが政策的に一元化される事例が存在することがわかっている．本章では，途上国における障害者スポーツと非障害者スポーツの政策的位置づけに関する現状把握に留まらず，障害者スポーツがスポーツ施策化される背景および要因に言及する．

第２節　マレーシアにおける障害者スポーツの概要

マレーシアにおける障害者スポーツの歴史的な変遷については Khoo（2011）に示されている．マレーシアでは，1982 年から 2 年に一度障害者スポーツの総合競技大会を開催しており，1996 年からは”Malaysian Paralympiad”と呼称されている．当初は，国内大会という位置づけであったが，1990 年から 1996 年，2000 年は東南アジア周辺国を招待し，国際大会として発展したことが示されている．”Malaysian Paralympiad“が国際化したことを契機に，国内向けの”Malaysian Paralympiad”とは別に，国際大会として新たに ASEAN Para Games が創設され，2001 年以降隔年で大会が開催されている．大会の創設に伴い，ASEAN10 か国が加盟する障害者スポーツに特化した連盟である APSF が発足され，その発足を主導したのがマレーシアであった．

マレーシアにおける障害者スポーツの統括団体は，1980 年代後半になって設立された．1986 年に青年スポーツ省，社会福祉省，リハビリテーションカウンシル，障害当事者団体らが，障害者スポーツの統括団体の形成に向けて連携を始め，1989 年に NGO としてマレーシア障害者スポーツカウンシルが設立された．同組織は，1996 年にマレーシアパラリンピックカウンシル（以下「MPC」と略す）に改称している．MPC は，国内の障害者スポーツ振興を担う統括組織であり，IPC より国家のパラリンピック委員会として認定されている．民間 NGO として設立されているが，政府や民間団体を連携しながら活動しており，23 の競技団体が加盟している（Khoo，2015）．

MPC は，2002 年まで障害者福祉政策を所管する国家統一社会開発省社会福祉局が管轄していた．2004 年 4 月の省庁再編により，同省は女性・家族・コミュニティ開発省となった．

障害者スポーツは，2002 年より段階的に青年スポーツ省への移管が進み，2006 年から青年スポーツ省が主たる所管となることが正式に決定した（Khoo，2011）．移管によって，青年スポーツ省が管轄するスポーツ関連事業に，主にパラリンピック選手の強化育成を目的とした事業も含まれることとなり，青年スポーツ省が管轄する各執行機関にパラリンピック部門が設置されることとなった（図 1）．

2007 年には，スポーツカウンシル組織下にパラリンピック課が設置され，北京オリンピックに向けた選手強化プログラムの対象にパラリンピック選手も含まれることとなり，普及活動も兼ねた全国規模の選手発掘プロジェクトも開始された．同年には，MPC が主催していた全国障害者スポーツ大会が，国民スポーツ大会の開催終了後に，開催自治体が主催する決定がなされ，また，2008 年に障害者スポーツ選手専用のナショナルトレーニングセンターの建設が決定した．2011 年に施行された NSI（National Sports Institute）法により，スポーツカウンシルから国立スポーツ科学センターが独立すると，パラリンピック出場を目指す選手への医科学的なサポートが提供されることとなった（表 2）．

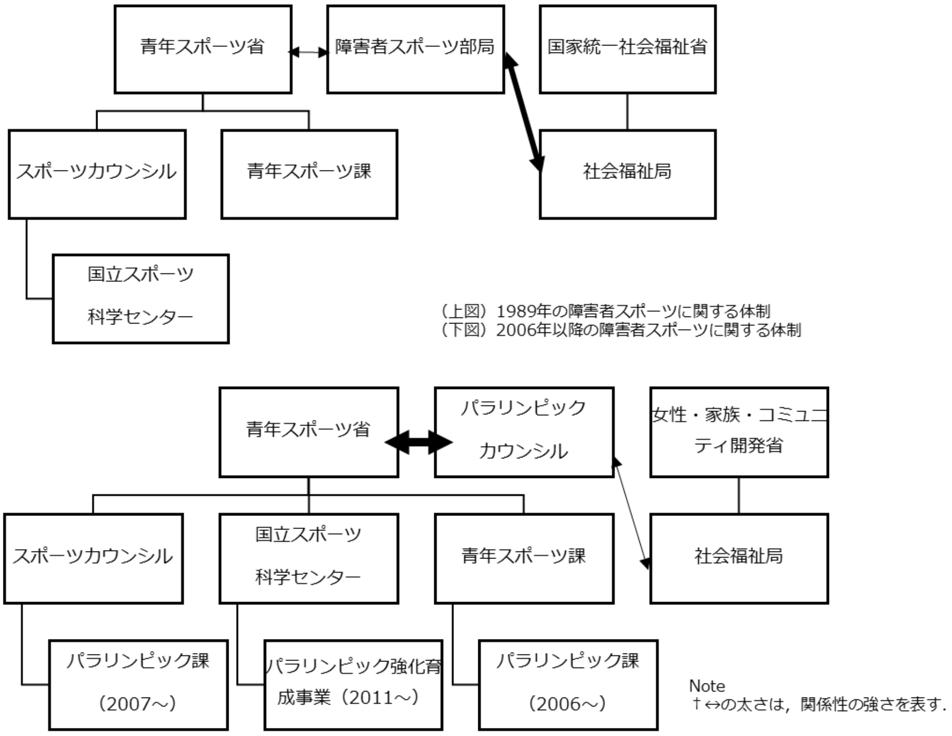

図 1．マレーシアにおける障害者スポーツの推進体制の変化

以上の政策的な変遷を鑑みると，マレーシアでは 2006 年の青年スポーツ省への移管をきっかけに，障害者スポーツに関する法制度，施策，資源分配に変化が生じている．そこで，本研究では障害者スポーツ部局が NPO として発足した 1989 年から，政策所管が女性・家族・コミュニティ開発省から青年スポーツ省へ移管される 2006 年，そして移管による政策的なアウトプットが生じるまでの一連の政策統合過程を研究対象とした．

表 2. マレーシアにおける障害者スポーツ政策の経緯

年度	事象
1986年	青年スポーツ省，国家統一社会福祉省社会福祉局，マレーシアカウンシル・リハビリテーション部局，NGO主体の障害者活動団体が障害者スポーツの統括組織設立に着手
1988年	国家スポーツ政策においてスポーツ・フォア・オールの方針を規定 パラリンピックで初のメダル獲得
1989年	障害者スポーツ部局がNPOとして発足
1990年	障害者スポーツ大会に東南アジア近隣諸国が初参加
1992年	バルセロナパラリンピックにおいて初のメダル獲得 政府からパラリンピック選手に対して初めて報奨金が支払われる
1996年	障害者スポーツ部局がマレーシア・パラリンピックカウンシル（MPC）に改称
1997年	スポーツ振興法の成立・施行
1998年	障害者スポーツ大会を"Malaysian Paralympiad"に改称 コモンウェルスゲームズを自国開催
1999年	国際車いすテニス大会を自国開催
2001年	第1回ASEAN Para Gamesを開催
2002年	コモンウェルスゲームズにおいて障害者スポーツ競技でメダル獲得 2006年FESPIC開催決定
2004年	IPC国際ボウルズカップ自国開催 第1回アジアパラバドミントン大会自国開催
2005年	アジアテンピンボウルチャンピオンシップ自国開催
2006年	FESPIC自国開催 青少年スポーツ省が障害者スポーツ政策を所管する決定
2007年	マレーシア・スポーツカウンシルが「パラリンピック選手強化プログラム」を始動 マレーシア・スポーツカウンシルにパラリンピック課設立
2008年	障害者法の成立・施行 障害者スポーツ専用競技施設の設立（マレーシアスポーツカウンシルが管轄）
2009年	ASEAN Para Games2度目の自国開催
2010年	国民スポーツ大会と"Malaysian Paralympiad"を同じ開催地域および大会委員会のもとで開催する政府決定(2008年に決定，2010年実行)
2011年	マレーシアスポーツカウンシルが「パラリンピック選手準備プログラム」を始動
2013年	アジアユースパラ大会自国開催 NSI（National Sports Institute）法の成立・施行
2015年	パラリンピックを対象とした育成年代の選手発掘プログラムが開始
2017年	ASEAN Para Games3度目の自国開催

第3節　方法

3. 1. 調査方法

調査データは，文献調査および現地におけるインタビュー調査から収集した．障害者スポーツ政策の歴史的な変遷，当該政策に相互作用の影響を与えうる社会経済的な背景および他の政策に関する情報は，インターネット上で入手できる論文および調査報告書を現地調査前に入手し，その上でインタビュー調査を行った．

インタビュー調査は，マレーシア・クアラルンプールを訪問し，半構造化インタビューを実施した．本研究におけるインタビュー対象者は，マレーシアにおける障害者スポーツに関与し，2006 年の所管移行当時の事情に精通している人物が望ましい．そこで，スノーボールサンプリング法を用いてインタビュー対象者を確保した．まず，マレーシアの障害者スポーツ政策に関して，現地の専門家にヒアリングを行い，前述した条件に該当するキーパーソンとして 2006 年当時の MPC 事務局長を紹介してもらい，インタビューを実施した．さらに新たな調査対象者の紹介を依頼する形式で，インタビュー対象者にアプローチした．なお，インタビュイーNo.3 以降に紹介された人物，また面接調査を実際に依頼できた人物は，インタビュイーNo.2 が紹介した人物と重複していた．そのため，サンプリングナンバーは，対象者の紹介順ではなく，インタビューを実施した日時を基に表記している（表 3）．

インタビューに際しては，事前にインタビュー趣旨，主要な質問内容を説明し，回答者からの許諾を得，正確な情報を収集できるような準備を進めた．インタビューは，「マレーシアの障害者スポーツの歴史的な発展過程」，「障害者スポーツの政策的な変化の背景および理由」，「障害者スポーツ政策の所管移行による変化および現状」に関する質問項目に沿って，自由に語ってもらうこととした．インタビューは筆者が英語を介して行い，面談時間は 60 分程度であった．インタビューと並行して，MPC 事務所，マレーシアスポーツカウンシル，マレーシアスポーツ科学センター，マレーシアリハビリテーションセンターを訪問し，資料収集を行った．さらに，2017 年にクアラルンプールで開催された ASEAN Para Games の視

察を行い，情報収集およびフィールドノートを作成した．

表 3．インタビュー対象者一覧

No†	所属††	役職	インタビュー日
1	マラヤ大学	準教授	2017年9月17日
2	マレーシアパラリンピックカウンシル	事務局長	2018年2月13日および7月8日
3	マレーシアパラリンピックカウンシル	選手強化育成担当マネージャー	2018年2月13日および7月8日
4	マレーシア車いすバスケットボール連盟	会長	2018年2月14日
	マレーシアパラリンピックカウンシル	理事	
5	マレーシアスポーツカウンシル	科学センター職員	2018年2月15日
6	マレーシアスポーツカウンシル	ブラインドスポーツ担当職員	2018年2月13日
7	FESPIC連盟	事務局長	2018年4月17日
8	マレーシアスポーツカウンシル	職員・コーチ	2018年7月8日
9	マレーシアパラリンピックカウンシル	理事（現：副委員長）	2018年11月24日
	マレーシアリハビリテーション評議会	理事	

†サンプリングナンバーは，インタビューを実施した順であり，サンプリングの過程で紹介された人物の順番を示していない．
††役職は2006年当時のものである．

3．2．本研究の分析枠組み

本研究の分析枠組みとして，唱道連合フレームワーク（Advocacy Coalition Framework；以下「ACF」と略す）を適用した．ACF は，特定の問題領域において関心を持つ多様なアクターによって構成される政策サブシステムの概念が導入される（Sabatier，1988）．政策サブシステム内部は，基本的な信念，組織の目的，利害関係などを共有するアクターの集合体である唱道連合グループ（以下「唱道グループ」と略す）間の相互作用によって政策が決定するとされる．この政策サブシステム内部における相互作用が，長期間にわたる政策変化に影響を及ぼすことに着目するため，10 年以上の政策変化も対象に分析可能である．さらに政策サブシステム内部の相互作用のみならず，社会経済状況の変化や他の政策サブシステムなど外的事象の変化がもたらす影響も分析範囲とできるとされる（図 2）．

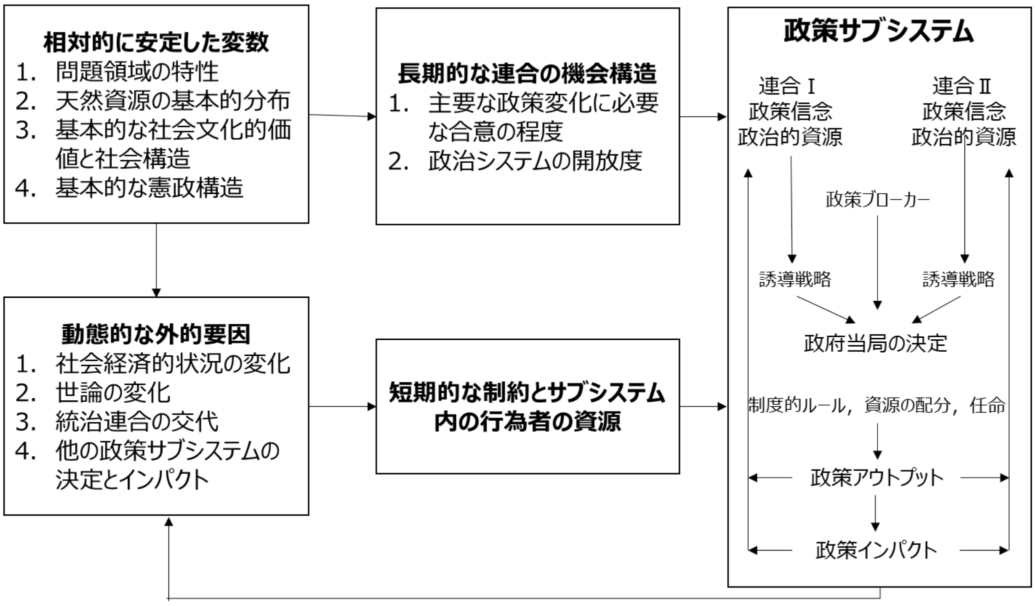

図 2. 唱道連合フレームワーク（Sabatier, 1988）

スポーツ政策の形成過程を対象とした研究では，イギリスにおける体育政策の変容（Houlihan and Green, 2006）や，イギリスとカナダの国際比較によるエリートスポーツ政策の形成過程（Green and Houlihan, 2004）などに適用例がある．Houlihan and Green（2004）では，近年エリートスポーツ政策は，二項対立的な位置づけとなるレクリエーションスポーツ政策との間に優先度を巡るイシューが発生しており，エリートスポーツ政策については，競技パフォーマンス向上というアカウンタビリティの提示が政策的な推進力に影響することを明らかにした．他方，体育政策は，健康分野，エリートスポーツ政策，青少年教育分野などあらゆる関連政策との折衝が少なく（Green and Houlihan, 2006），スポーツ政策においても対象となる分野によって唱道連合の経緯が異なることがわかった．また，両研究において共通する点としては，資金配分など政策過程における重要なリソースの配分は，政策サブシステム内に含まれるアクターの行動より，政権の動向など非認知的な外部要因によって左右されることが示されている．具体としては，首相や政権など重大な影響力を持つ政治家による政策への好意の度合いが政策に対する促進要因，あるいは阻害要因になり，政策サ

ブシステム外の要因がスポーツ政策の形成過程を左右することが指摘されている．

以上の一連の研究から，ACF を用いることで，政府や所管省庁のみならず，競技団体，メディアなど多様なアクターが関与するスポーツ政策の特徴を捉え，政策サブシステム外部の事象を含めて解釈可能である．そのため，障害者スポーツ政策という複数のステークホルダーが相互作用する政策領域を分析するための理論的枠組みとして最適であると判断した．

さらに，ACF が適用されてきた例は西欧諸国における特定政策であるが，既存研究によると本枠組みは文化的な背景や異なる憲政構造においても適用可能であることが示されている（Henry et al., 2014）．以上の理由から，本研究が対象とするマレーシアの障害者スポーツ政策の統合過程においても適用できると判断した．

3. 3. 分析手続き

インタビュー音声を基に逐語録を英語版で作成し，著者が日本語訳を作成した．その後，日本語 - 英語の翻訳可能な研究協力者とともに英語版，日本語版に誤訳および事実誤認がないかクロスチェックを行った．また，調査対象者の意識的・無意識的な心理によって記憶の正確性に差異が生じるリコールバイアスを防ぎ，インタビュー内容の精緻性を担保するために，大会報告や論文など収集した資料と比較した上で事実確認および内容の補足を行った．また，インタビュイー間や資料に記載されている情報に齟齬がみられる場合は，E メールで回答者に問い合わせ，情報の正確性について確認した．以上の手順を踏み，収集した情報を，本研究の分析対象とする質的データとした．

分析は，複眼的な議論を行い，結果の妥当性を高めるために，スポーツ科学を専攻する研究協力 1 名とともに行った．分析に際して，著者および研究協力者がそれぞれ調査データを熟読し，唱道連合フレームワークにおける外的要因と政策サブシステムに区分けした．外的要因と政策サブシステムの分類については，Sabatier (1988) の定義を援用し，「政策サブ

システム内における唱道グループ間の連携や政策的学習を促進，あるいは阻害する要因」を外的要因，「政策形成に，直接的に影響を与える唱道連合に属するアクターの行動およびグループ間の相互作用により生じる事象」を政策サブシステムと設定した．研究協力者とともに，外的要因と政策サブシステムの分類を進め，さらに外的要因を，「アクターの資源や信念に影響を与える」比較的安定した変数と，「2，3 年かそれ以上の期間において実質的に変化しえる」動態的な要因（Sabatier，1988）に分類した．

政策志向学習には多様な側面があるものの，そのプロセスの具体例として，(1) 問題の認識，(2) 唱道グループ間での議論、(3) 政策決定というシナリオを提示しており（Sabatier, 1988)，秋吉（2000）では，このシナリオを基に政策変容の分析を進めている．本研究においても同様のシナリオを想定し，政策サブシステムにおけるアクターの行動規範や因果関係を基に，唱道グループと，唱道グループに属さない重要な行為者として位置づけられる政策ブローカーに分類した上で，時系列に沿って整理した（図 3).

以上の手順を踏み，政策サブシステム内では，各唱道グループの行動の選択に直接的に影響する要因，外的要因では，政策サブシステム内の行動が「いつ，どのような状態で促進・阻害されるのか」を特定した．

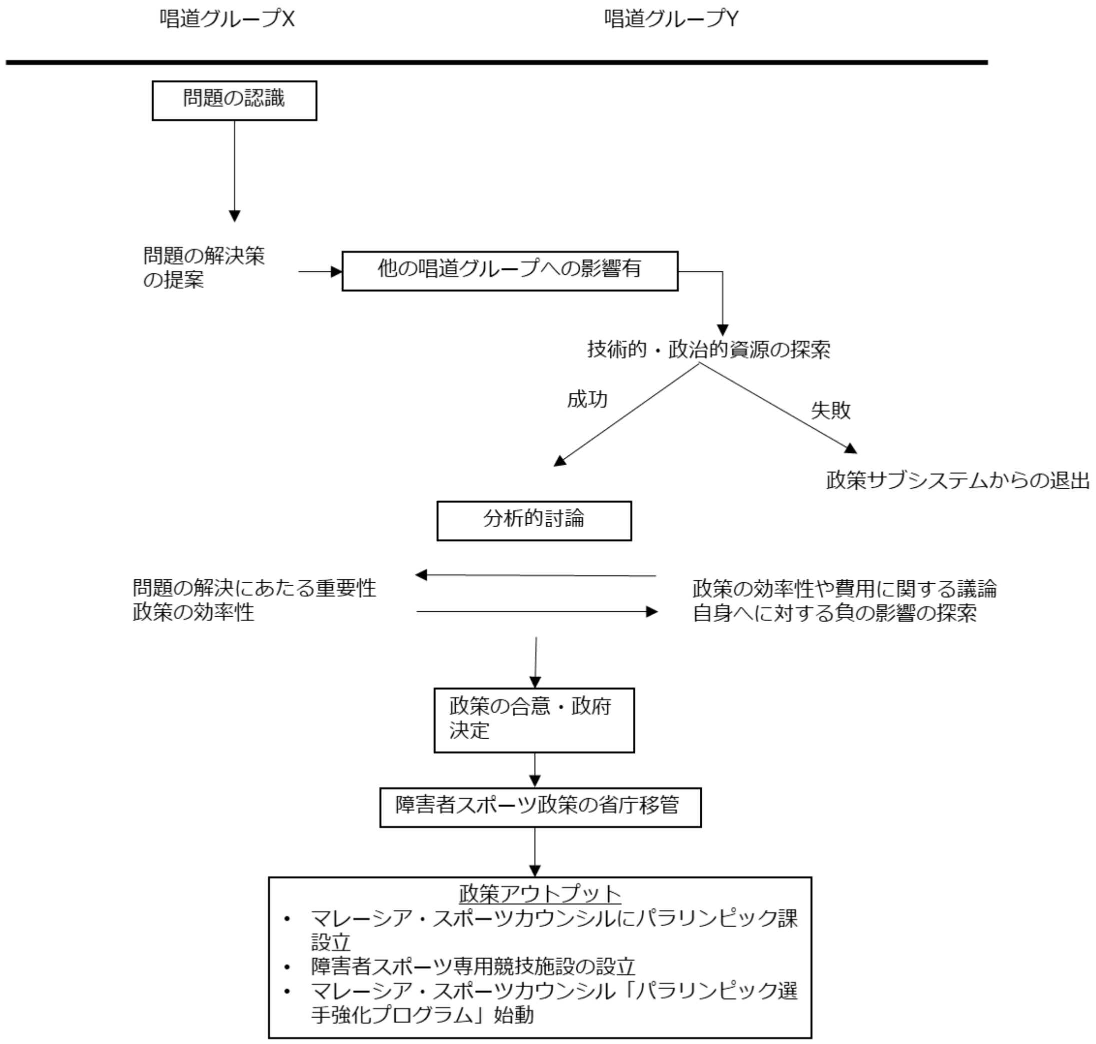

図 3. 分析的枠組みに用いる想定シナリオ

第 4 節　結果

4. 1. 政策サブシステム内のアクター

研究対象事例における政策サブシステム内のアクターは，非障害者スポーツ政策と同等の待遇改善を求める MPC を中心に形成される唱道グループ A, 全般的な障害者の生活など福祉政策を所管する国家統一社会開発省社会福祉局（移管時は女性・家族・コミュニティ開発省）が形成する唱道グループ B, スポーツ政策の所管である青年スポーツ省が形成する唱道グループ C が設定された．

唱道グループ A は，MPC を中核に，車椅子バスケットボール連盟などの障害者スポーツ競技団体で形成された.国際競技大会への参加回数が徐々に増えてきた 1980 年代後半より，大会に出場する選手の練習環境の改善，コーチや審判など人的資本の拡充など，障害者のスポーツ参加に関わるあらゆる局面における環境改善，スポーツ権の確保を求めていた.

唱道グループ B を形成した国家統一社会開発省社会福祉局（女性・家族・コミュニティ開発省）はマレーシア国内の障害福祉政策を所管しており，多民族国家であるマレーシア国内のコミュニティ開発，女性や障害者の社会参加に関する制度の実行機関である．調査対象とした期間は，国内初の障害者法の法案作成段階にあり，マレーシア国内の障害者を取り巻く環境整備への取り組みを講じていた（Kamaruddin, 2007).

唱道グループ C は，青年スポーツ省およびその実行機関であるマレーシアスポーツカウンシルで形成されている．唱道グループ C は，マレーシアのスポーツ振興政策を所管し，国民のスポーツ参加促進，国際競技大会における競技力向上を中核政策としている.

また，3 つの唱道連合に加えて，政策ブローカーとして，障害当事者団体，2003 年から 2009 年に首相に在任していたアブドゥラ・バダウィ氏の夫人，ジーン・アブドゥラ氏が挙げられた.

障害当事者団体は，就労や教育など全般政策における障害者の待遇改善，スポーツなどあらゆる文化的な活動への参加に係る平等を重んじ，マレーシア国内初の障害者法の成立を目指し，市民団体からのロビイングで中心的な役割を果たしてきた（久野，1999)．障害者スポーツ政策に関しては，唱道グループを構成するというより，障害者に関わる全般的な課題の解決のひとつとして，障害者のスポーツ環境改善への取り組みを支持した.

ジーン・アブドゥラ氏は，2008 年から現在に至るまで公式な後援者として MPC に関与しており，障害者スポーツのナショナルトレーニングセンターの建設を主導した人物である. 2006 年移管後に，相次いで障害者スポーツに関する施策・事業が実行された背景には，ジーン・アブドゥラ氏の積極的な提案があった．首相在任時，障害者スポーツに対して好意

的な姿勢を示しつつ，中立的な立場を取っていたがアブドゥラ・バダウィ氏も，首相退任後に積極的に障害者スポーツ大会のイベントの視察を行うなど，ジーン・アブドゥラ氏とともに後方的な支援を行っている．

4．2．政策過程

4．2．1．政策サブシステム：国際大会出場に向けた障害者スポーツ選手の待遇改善要求

1989 年に，マレーシア国内初の障害者スポーツ統括組織として誕生した MPC は，これまで競技ごとに行われていた障害者スポーツ競技大会の統一化，競技団体登録選手の一括管理および国際大会の出場にあたる手続き・サポートを行っていた．1980 年後半から 1990 年代まで，パラリンピック，FESPIC が出場目標とする国際競技大会として位置づけられていた．MPC 設立直前の 1988 年ソウル大会より，1972 年以来途切れていたパラリンピック参加を再開させたため，MPC および障害者スポーツ競技団体らは，今後も継続的に選手を国際競技大会に輩出するための一貫した選手育成体制，障害者のスポーツ参加促進など，あらゆる局面における環境，特に非障害者スポーツ選手との格差を課題として認識していた．

「パラリンピックや FESPIC，そのほか競技別の国際競技大会に選手を派遣できるようになっても，政府からの支援は取り付けられなかった．オリンピックなど非障害者スポーツの選手が国際大会に出場する場合は，数か月前から専門的な練習をするために施設を占有する場合が多い．しかしながら障害者スポーツの選手は，国際大会の直前 2〜3 週間前になり，ようやく練習施設を使用できるようになるという状況であった．これでは大会まで間に合わない（インタビューNo.3)．」

MPC は，パラリンピックなどの国際競技大会のほか，競技別の国際競技大会の出場前に管轄元である国家統一社会開発省に対し，国際競技大会の出場に際する選手の練習場所の確保，遠征費などの補助資金の増額を請願していたが，唱道グループ B においては，国際競技大会の出場や競技力向上は，所管とする政策の範囲を超える点，他の福祉政策と比較し

た場合，スポーツ関連事業は優先度が低い点などを挙げた．唱道グループ B は，障害福祉の観点からリハビリテーションとしてのスポーツ活用，レクリエーションや余暇としてのスポーツ参加を志向しており，また唱道グループ A においても，明確に障害者スポーツ選手の待遇を改善することによる政策的な費用対効果を示すことはできなかった．

「国家統一社会開発省が管轄するのは，あくまで一般障害者の問題，貧困の問題である．いくら議論を重ねたところで，そもそも組織同士の目標が異なっている．スポーツ活動ができる障害者は贅沢であると判断されたし，スポーツ分野は彼らの専門分野ではないのはわかっていた（インタビューNo.4）．」

唱道グループ A は，国際競技大会の出場機会を契機に選手派遣に際する課題を認識し，練習場所の確保や出場に際する遠征費の補助など唱道グループ B との交渉を継続したが，唱道グループ B は，スポーツ事業に投資を増やす妥当性や費用対効果を見出せず，また根幹となる政策的志向性が異なったため，両グループ間の政策志向学習は進展せず，制度的な変化はみられなかった．

国際競技大会への選手派遣に関する課題は解決しない状況ではあったが，MPC 設立以降，これまで競技種目ごとに行われてきた事業は徐々に一元化していった．前述の通り，1982 年から全国障害者スポーツ大会が開催されていたが，MPC 設立後に行われた 1990 年大会では，東南アジアの周辺諸国も招聘することとなり，以降も招聘は継続された．また大会創始から，水泳と陸上 2 競技しか含まれていなかったが，1998 年大会では，14 競技まで対象競技を拡大させ，より多くの障害種や競技種目を包含するに至った．国内大会のみならず，周辺諸国が集う国際競技大会の開催機会の増加により，各種大会を目標とした選手強化と全国的な普及活動に取り組むこととなった．のちに ASEAN Para Games を恒常的に行うために統括組織である APSF が設立されるが，初代委員長には MPC 委員長が就任した．

「パラリンピックは，当時のマレーシアにとっては競技レベルが高く，また参加するための登録費用や遠征費を考慮すると多くの選手を派遣することは困難であった．そのため，国

内競技大会や，周辺諸国との国際競技大会を定期的に開催することが，選手育成や障害を持つ人々がスポーツに参加する機会を提供する唯一の方法であった（インタビューNo.2).」

「東南アジアにおいて既に SEA Games 注6) という，スポーツの国際的なネットワークがあったため，そのネットワークを活用してマレーシアで周辺諸国と国際競技大会を開催するに至った．国際大会があるということは，選手強化の目標ができ，目標達成のためにどんな事業が必要か考えるきっかけになる．自国の選手を育成するために国際試合の存在が必要であった（インタビューNo.3).」

この発話から，MPC 設立以降の唱道グループ A は，主として国内の障害者スポーツ団体の管理，そして選手育成の契機となる競技大会の開催に注力していたことがわかる．事業の拡大に伴い，寄付金やスポンサー費用のみならず，政府の公的支援が不可避となっていった．そのため，この頃から MPC を中心に，各競技団体を含め，スポーツ予算として青年スポーツ省との連携を探索しはじめるに至った．

他方，唱道グループ C において中心的な役割を担う青年スポーツ省では，1971 年のスポーツカウンシル法成立，1981 年の同法改正およびスポーツカウンシルの組織改編など，段階的にスポーツ政策の推進基盤を構築していた．下記の発話の通り，特にエリートスポーツ選手の育成に係る練習環境の整備や資金的なサポートなど，国際競技大会における競技力向上を重点政策としていた．当該事業の適用範囲は，オリンピックなど非障害者スポーツに従事する選手に割り当てられることを基本としていたため，パラリンピック出場を目指す障害者スポーツ選手に配分されることはなかった．

「国民のスポーツ参加率向上を政策目標としつつも，オリンピックなど国際競技大会における競技力向上も重点政策として位置づけられ，国際舞台において高い競技パフォーマンスを発揮することがマレーシア政府において重要視されてきた．当時スポーツ科学センターはなかったが，徐々に他国を見本に効率的に選手のパフォーマンスを向上させるための環境整備から，メダルの獲得可能性が高い競技大会の探索が行われていた．ただ，障害者

スポーツを重視する意見はなく，むしろ障害者スポーツに投資することは，他の競技団体（非障害者スポーツ団体）にとっては懸念事項とされると考えていた（インタビューNo.5).」

しかしながら，1988 年に青年スポーツ省が公表したマレーシア国家スポーツ政策では，スポーツ・フォア・オールを実現する過程での障害者のスポーツ参加に関する規定が明記された. 規定内には，障害者スポーツに関して具体的な施策や制度的な変化は含まれておらず，障害者スポーツの環境には大きな影響が及ばなかったが，1992 年バルセロナパラリンピックにおいて，マレーシア選手がメダルを獲得すると，初めてパラリンピック選手に対しても報奨金が支払われるなど，国際舞台におけるマレーシア選手の活躍に対しては一定の評価がなされ，MPC が青年スポーツ省から公的支援を受ける説明力として作用した. さらに，1997 年にスポーツ振興法が成立し，青年スポーツ省が適用対象とする競技に”Paralympiad”，つまりパラリンピック競技も含まれることとなった.

このような段階的な唱道グループ A と唱道グループ C の接近は，両グループ間における競技力向上政策へ志向性と，両グループに所属する人物の属人的な交渉が背景にあった.

「当時の MPC 委員長は，もともと青年スポーツ省の出身であり，リハビリテーション評議会の委員にも就任していた. マレーシア国内で障害者スポーツに関する競技大会を開催した際も，また周辺諸国に呼び掛けて国際競技大会を開催した際も，彼の個人的な人脈を介することが多く，青年スポーツ省との協力関係も当時の委員長が先導して構築していた（インタビューNo.9).」

1980 年代から 90 年代にかけ，各唱道グループ間における政策的な議論の進展はみられなかった一方，唱道グループ A と国際競技大会におけるマレーシアのパフォーマンス向上を志向する唱道グループ C 間においては，属人的な交流を基にした施策および法律の一部の規定に障害者スポーツの関与が見られた.

4．2．2．国際競技大会の開催決定に伴う資金調達のイシュー化

マレーシアにおける競技大会開催数の増加を受け，当時の FESPIC 連盟では，2006 年の開催地をマレーシアとする動きがみられた。

「各種国際競技大会が開催される国・地域を選定することにより，その大会で整備された競技会場を FESPIC においても使用することができる．そのため同時期にアジア競技大会の開催地に立候補を検討している国に対して，FESPIC 開催も合わせて検討するように打診していた（インタビューNo.7）．」

1999 年 FESPIC 開催国であるタイも，アジア競技大会を開催する計画にあり，合わせて FESPIC を開催した経緯があった．アジア競技大会を主催するアジア競技会と FESPIC 連盟の間には公式な協定関係にはなかったが，大会規模が拡大化しつつあった FESPIC においては，大会を継続的に運営する手段のひとつとして，アジア競技大会の大会計画を活用できる国が候補地となった．FESPIC の開催を前に，クラシファイヤや審判などの人材養成，さらに各国の選手を受け入れる施設，競技会場の整備等，大会に関連する各種準備事業に着手する必要性があり，そのため唱道グループ A は，障害福祉関連予算から，スポーツ政策の関連予算として資金獲得を目指し，唱道グループ C である青年スポーツ省との交渉を開始した．青年スポーツ省としては，FESPIC 開催に係る施設整備や公共交通機関の整備など，コスト負担がボトルネックとなる．交渉の段階においても，資金面の課題に関する議論が中心的なものであった．唱道グループ A は，FESPIC 連盟が参加国から登録料を徴収しており，その資金を大会組織委員会に拠出することが決定していた点，競技施設については 1998 年に開催したコモンウェルスゲームズ，2001 年に開催する SEA Games, ASEAN Para Games など，国際競技大会に使用した，あるいは使用する予定としている施設を活用する計画で進められる点を挙げ，FESPIC に関連して生じる公的資金の拠出が最小限に留められることを示した．さらに，FESPIC の前段にアジア競技大会が開催されれば，当該大会のために使用した競技会場や選手村をそのまま活用できる計画で進められることから，大会費用の大き

な割合を占めるインフラ整備に FESPIC の準備資金として多く拠出する必要がない．ゆえに大会開催の計画段階において，唱道グループ C が負担しなければならない資源が軽減されていることが，両者の議論を進める要因となった．さらに，コモンウェルスゲームズ[注 7)]参加や障害者スポーツの国際競技大会開催の結果，障害者スポーツも国家の競技力や社会的発展を国際的にアピールする機会として，青年スポーツ省から資金配分される機会が増加していたこともあり，障害者スポーツの国際競技大会開催を望む唱道グループ A と，スポーツを活用して国際的な地位向上を政策目標とする唱道グループ C の政策的なニーズが合致する方向に向かうこととなった. マレーシア政府は, 青年スポーツ省が主催者としてアジア競技大会および FESPIC を開催する方針を出し，大会準備にあたる事業を青年スポーツ省が主管することとなり，実質この時期から障害者スポーツの事業は青年スポーツ省が管轄することとなった.

しかしながら，2000 年のアジアオリンピック評議会において，2006 年の開催国はカタールに決定され，マレーシアのアジア競技大会誘致は失敗に終わった．そのため，唱道グループ A および C にとって，FESPIC 開催準備を進める重大な推進要因かつ政策的な資源を失ってしまった．2002 年の仁川 FESPIC における総会で，マレーシアが 2006 年 FESPIC の開催国として決定するも，当該大会に関する準備事業は，アジア競技大会に依存していたため，FESPIC 単独開催のための予算が追加的に必要となる事態となった.

「FESPIC 開催を前に青年スポーツ省は，FESPIC に特化して予算を拠出するような変更はせず，アジア競技大会の開催準備を基に進められる計画であった FESPIC は，事実上青年スポーツ省から資金的支援が打ち切られた状況に陥った．そのため選手村などの整備を行うことができなくなってしまい，周辺のホテルを宿泊地とするなど緊急的な対応で開催に至った（インタビューNo.7).」

青年スポーツ省が所管して大会を開催する点，大会予算は青年スポーツ省から拠出する決定は覆らなかったが，当初の計画通りの大会運営は行えなかった.

他方，2006 年の FESPIC 大会では，金メダル 44 個，銀メダル 59 個，銅メダル 71 個を獲得し，大会参加史上最多の獲得数を残し，競技成績の面で公的資金を投入するひとつのアカウンタビリティを示した．当時のマレーシアにとって，FESPIC は障害者スポーツに特化した国際競技大会としては最大規模の大会であり，また FESPIC 自体も，IPC による地域別大会の創設という流れを受け，アジア地域におけるパラリンピックに次ぐ競技性の高い障害者スポーツ大会として位置づけを変容させている段階にあった．

「国際的にも，スポーツとしてプロフェッショナル化する障害者スポーツの中で，このようなニーズに応える力は，女性・家族・コミュニティ開発省にはなかった．この省はあくまで一般の障害者の問題，福祉の問題に対応するものである．女性・家族・コミュニティ開発省と青年スポーツ省の中で検討されたとき，障害者スポーツもスポーツとして対応することが合理的との決断がなされた（インタビューNo.4）．」

青年スポーツ省では，FESPIC におけるメダル獲得者に対して報奨金を支払うなど，アジアレベルで通用するアスリートとして障害者スポーツ選手を位置づけ，これ以降，正式に青年スポーツ省が障害者スポーツの主たる所管となることが決定した．一方，リハビリテーションなど社会福祉的なスポーツ・レクリエーションに関する事業分野については，引き続き女性・家族・地域開発省社会福祉局が管轄することとなった．

4．2．3．障害福祉政策からスポーツ政策への転換と政策アウトプット

青年スポーツ省への移管によって，予算配分のみならず，青年スポーツ省が管轄するスポーツ関連事業に，主にパラリンピック選手の強化育成を目的とした事業が含まれることとなった．政策的な所管移行による体制変化に留まらず，障害者スポーツ専用のナショナルトレーニングセンターの建設など，相次いで事業が実施された背景として，2008 年から後援者として MPC に関与するジーン・アブドゥラ氏による積極的な提案がある．ジーン・アブドゥラ氏は，2008 年北京パラリンピックの視察後，障害者スポーツ普及の必要性を啓蒙す

るようになり，以降国内外において開催される障害者スポーツの競技大会やイベントの視察を積極的に行っている．ジーン・アブドゥラ氏は，障害者スポーツのナショナルトレーニングセンター建設のみならず，障害者スポーツ選手の報奨金増額や全国各地における練習拠点の確保など，様々な事業を推進し，唱道グループ A に近い志向性を持っていた．

「ジーン・アブドゥラ氏は，北京パラリンピックの視察後，障害者スポーツに熱心に携わってくれるようになった．彼女が障害者スポーツのイベントを視察することで，多くのメディアが取り上げてくれた（インタビューNo.3）．」

青年スポーツ省への移管後，唱道グループ A と唱道グループ C 間の調整を進める過程において，元首相夫人という社会的地位や知名度の力が大きかった．

4．2．4．外的要因との関連性

本研究対象とする政策サブシステムのアクターの行動を規定する外的要因について整理したい．比較的安定した要因のひとつとして，多民族国家というマレーシアの社会構造が挙げられる．マレーシアは，マレー系，中華系，インド系の民族が共存する多民族国家である．典型的な多民族社会をいかに統治するかという課題が根底に存在するマレーシアにおいて，国際競技大会における活躍は，国民の一体感を醸成するに重要な役割となることがインタビューの発話からも示されている．

「FESPIC 以降，パラリンピックに対しても達成目標を置くようになった．FESPIC で，マレーシアにはアジアレベルで通用する潜在的なアスリートを多く見たことによって，障害者スポーツも国際的に活躍できる舞台として認識されたのだと思っている（インタビューNo.2）．」

「我々が国際競技大会でメダルを獲得するという意味合いは，国民の一体感を醸成する上で他の国家と異なると思う．これはオリンピックやパラリンピックだけではない．ASEAN レベルの国際競技大会においても，国家の威信が誇られることを望んでいるし，むしろ地域

別の競技大会の方がマレーシア人選手の活躍機会が多いため盛り上がる（インタビューNo.8）.」

障害者スポーツの国際競技大会としての地位確立は，多民族国家における政権安定，国民の一体感醸成に向けた位置づけの変容と理解でき，障害者スポーツのスポーツ施策化に少なからず影響を与えるものであった.

動態的な要因は，他の政策サブシステムの影響として，2000 年代における障害者関連政策の進展が挙げられる．マレーシアにおける包括的な障害者法の必要性は,「（第 1 次）アジア太平洋障害者の十年（1993—2002 年）」や「BMF（2002 年）」というアジア地域の動向に加え, 国内においてもマレーシア人権委員会の設立（1999 年), 障害当事者運動の活性化, 第 8 次国家計画（2000 年～2005 年）という国内動向を背景として，1990 年代後半から注目されるようになった（久野，2008)．2008 年に施行された障害者法には，障害者のスポーツ・レクリエーション活動への参加に関する規定も明記されており，立法に至るまでに障害当事者団体を中心として文化活動への参加を妨げる障壁の撤廃を求める活動が展開され, スポーツ参加に関しては MPC との協調があったことがインタビュイーの発話からも明らかになった.

「当時はトレーニングなど障害者のトップスポーツ選手の環境だけではなく，同時に一般の障害がある人がスポーツに参加するための予算を獲得できていてなかった．その窮状に対して，なぜ障害者が非障害者と同様にスポーツが実施できないのだと，スポーツ関連団体のみならず，障害当事者団体など NGO からの声が高まった（インタビューNo.8）.」

よって，障害者スポーツの所管が青年スポーツ省に移管され，国家政策として障害者スポーツ選手の育成事業が取り組まれる 2000 年代に国内外の障害者政策の進展による影響が認められた.

第５節　考察

本研究は，マレーシアを対象に障害者スポーツの漸次的な統合過程を，ACF を用いることによって，政策形成に携わる特定のアクターの相互作用と，それらに間接的に影響をもたらす社会経済状況の変化や他の政策サブシステムなど外的事象の変化を明らかにした．

本研究の結果から，スポーツ政策として障害者スポーツ政策が取り組まれる契機に，2002 年に決定した FESPIC の自国開催が位置づけられることが明らかになった．国際大会の自国開催は，政府や国民の認識を変容させる重大な契機となり得る可能性が示唆されている（遠藤ら，2018）．本研究では，障害者スポーツのスポーツ施策化において，障害者スポーツの国際競技大会の自国開催がひとつの原動力となったことがわかった．FESPIC 開催は，大会以降の非障害者スポーツと比較した予算配分やシステム運用など，現実として障害者スポーツの環境改善に寄与したかという点に関しては，そこまで効果がなかったとする見方もある（Khoo，2011）．これは，大会計画がアジア競技大会の開催を前提として行われていたという経緯があり，あくまで大会に関わる事業が中心議題であったため，障害者スポーツ政策が抱える根底にある課題，具体としては一般の障害者がスポーツに参加するためのアクセシビリティやサポート人材に関する制度の見直しや改革が行われなかったためと推察される．しかしながら，スポーツ政策への移管という観点では，FESPIC 開催に至る議題が，各唱道グループ間の行動を変容させるイシューとして機能したと考えられる．政策の決定においては，イベントを引き金としてアジェンダが設定され，合理的な判断のもと決定される（倉坂，2012）．本研究の結果から言えば，FESPIC が引き金としてアジェンダ設定され，合理的な判断の段階では，FESPIC におけるマレーシア選手団の活躍が障害者スポーツに対する政策的支援を引き出す説明力として作用したとも考えられる．

特に，唱道グループ A と唱道グループ C 間の関係性は，マレーシア政府において，FESPIC やパラリンピックが国家の競技力をアピールする機会として捉えられるようになり，変化が生じたことが明らかになった．Blauwet and Willick（2012）は，IPC と IOC が 2000 年以

降，相互協力関係を構築したことで，パラリンピックの国際的な知名度向上につながり，現在の国際競技大会としての地位確立につながっていると指摘している．アジア地域においても，FESPIC が IPC による地域連盟創設の流れを受け，マレーシアでの 2006 年大会開催後，アジアパラリンピック評議会とフェスピック連盟が合併し，『アジアパラリンピック委員会（Asian Paralympic Committee；以下「APC」と略す)』となることが決定した．主催大会は FESPIC から，アジアパラ競技大会として改称され，継承されることが決定したが，この結果，IPC の傘下に APC が組み込まれ，アジアパラ競技大会は，パラリンピック出場を左右する大会として位置づけられることとなった．アジアパラ競技大会の創設に伴い，その出場を目指す ASEAN 各国にとって，ASEAN Para Games は，アジアパラ競技大会前の強化目標として位置づけられるに至った．マレーシアのスポーツ政策は，1971 年のスポーツカウンシル法を皮切りに，スポーツ・フォア・オールを色濃く反映した 1988 年国家スポーツ政策，1997 年のスポーツ振興法など，段階的にスポーツに関連する国家政策が打ち出された．マレーシアにおいて国際競技大会におけるパフォーマンス向上を重点政策の一角をなし始めた時期は，先行研究が示すパラリンピックの国際的な認知度が向上した時期（Blauwet and Willick，2012；Legg et al.，2015）および FESPIC の転換期と重複している．すなわち，パラリンピック，FESPIC が競技性の高いエリートスポーツイベントとして変容していたこと，マレーシアにおけるスポーツ政策の転換が，障害者スポーツの所管移管を促す要因として作用したと考えられる．

しかしながら，障害者スポーツ専用のナショナルトレーニングセンターの建設，エリート育成プログラムの実施，報奨金の増額など，オリンピック選手と同等の待遇改善が行われたのは 2008 年以降である．基盤として同省において所管されていることが前提であるが，その推進力としてジーン・アブドゥラ氏の存在があった．

「2008 年北京パラリンピックを視察したジーン・アブドゥラ氏が，視察以降に障害者スポーツに関する待遇改善を積極的に主導している．2013 年に義息にあたるカイリー・ジャ

マルディン氏は青年スポーツ省大臣に就任すると，国内外問わず障害者スポーツの競技大会にも足を運び，公的支援の重要性を社会的に啓発している（インタビューNo. 1）.」

政策サブシステム内部の政策志向学習に対して，唱道グループに属しない重要なる人物，例えば権力ホルダーである政治家の特定政策への態度や行動が，政策サブシステムに影響を及ぼすことが指摘されている（Houlihan and Green，2006；Green and Houlihan，2004）. 本事例においては，元首相夫人にあたるジーン・アブドゥラ氏が政策アウトプットを促進する役割を果たしていたと推察する.

他方，外的な要因としては，障害者スポーツ選手と非障害者スポーツ選手間に見られる待遇格差の改善については，障害当事者運動を率いる団体が加勢したことが明らかとなり，マレーシアにおける障害者スポーツ政策形成の基盤として，障害当事者運動の展開，障害者法の成立という外的事象の影響が明らかになった. 2008 年障害者法成立に向けた障害当事者運動の展開は，障害者スポーツの普及・推進の原動力になったことも示唆されている（Khoo, 2011）. Beacom（2009）では，障害者の権利向上に関する全般的な活動を推進する NGO が，スポーツという社会啓発を推進する触媒を活用する，あるいはスポーツ参加も障害者が有する人権の一つとして位置づけることで，一国内の法整備を進めるとされ，こうした障害者権利向上運動を推進する組織のニーズと，障害者スポーツ競技団体による障害者が抱える社会課題の認識が相まって，障害者スポーツを振興する環境が作り出されると指摘されている. 本研究対象においても，マレーシア国内初の障害者に関する法整備に向け，障害者スポーツを推進する唱道グループ A との協調があったことが示されており，障害者スポーツの推進と，障害者に関わる人権活動は密接に関与していたことが示唆された.

障害者スポーツのメインストリーム化については，先進国の事例を中心に紹介されており，障害者関連法の進展やパラリンピック開催を前に変化が生じることは既に先行研究において明らかになっている. また，本研究では障害者関連法の進展と国際競技大会の開催準備に直接的な因果関係は確認されなかったが，障害者スポーツの制度変化と，障害者法の制

定に向けた当事者運動の隆盛が同時期に行われたことが，障害者スポーツをスポーツとして見なす動きの後押しになったと考えられる．

一方，先行研究で指摘されている経済状況との関連ではあるが，インタビュイーの発話から証言は得られるも，今回の調査では予算額の推移など十分な根拠を得るには至らなかった．研究対象期間におけるマレーシアの経済状況は，1997 年のアジア通貨危機による経済不況から安定した経済成長を遂げている．障害者スポーツ政策が進展を見せた 2000 年代と同時期である．国家が提供する公的サービスは，財政基盤と，その再分配に依拠するため，国家の経済的事情は，スポーツ政策に限らず，障害者が関わるあらゆる公共政策に影響しうる．すなわち，マレーシアの経済状況は，障害者への福祉予算，スポーツ関連予算，政策サブシステム内部のアクターの行動に間接的に影響をもたらしうるが，本研究では対象とする障害者スポーツ政策による実質的な変化は確認できなかった．

最後に，一概にスポーツ政策として障害者スポーツが推進されることを無批判に受け入れることについては留意したい．Beacom（2009）は，「障害者」をマイノリティとして想定しながら，それが大多数に統合されていくことに対する評価は危うく，スポーツという特定の価値観を無批判で受け入れることに対しては慎重になることが必要であると指摘する．青年スポーツ省への移管の結果，当初に障害者スポーツの基盤となっていた社会福祉局との関係性は薄れている．

「最近忘れがちなのが福祉の部分である．まだまだ自立と社会参加の支援が重要．スポーツに移管すると，スポーツとリハビリの違いによって，草の根の障害者スポーツの入り口がなくなってしまう（インタビューNo.7）．」

この発話にみられるように，むしろ一般の障害当事者にとって，スポーツ参加への導入がリハビリテーションとなっている現状に対して，リハビリテーションを終えてスポーツ活動を進める上では，同じスポーツ事業でも省庁が異なることでマイナスの影響が出るという懸念についても熟慮する必要があるといえる．

第６節　まとめと課題

本研究の目的は，途上国における障害者スポーツのスポーツ施策化に影響する要因を検討するため，障害者スポーツの管轄が，福祉政策の所管省庁からスポーツ政策の所管省庁に移管されたマレーシアを対象に，その移管プロセスに影響を与えた要因を明らかにすることであった．結果として，障害者の権利に関する意識の醸成，パラリンピックを中心とした障害者スポーツの高度化というマレーシア国内外の動向，マレーシアの社会経済的背景に影響を受けながら，障害者スポーツの国際競技大会の開催決定を契機に唱道グループ間の関係性が変化し，障害者スポーツはスポーツ政策への合流が図られるようなったことがわかった．

IPC を中心に，パラリンピックの参加を通じて国際的に障害者スポーツを振興する潮流にあるが，本研究の結果から参加障壁が相対的に高い途上国にとっては，地域別を限定した競技大会の存在の有無が，国家にとっての政策目標となりうることが示唆された．

また，スポーツ政策の文脈のみならず，障害者全般に関する政策の発展との関連が不可避であることが示唆された．そのため，途上国における障害者スポーツ振興を外部アクターが支援する場合，直接的なカウンターパートとなる競技団体のみならず，障害者が関わる全般的な政策に関与するアクターとの相互協力が求められると考えられる．

本研究の課題は，政策決定に関わった政府高官や職員の退職や異動により，インタビュー対象者に含めることができなかった点である．本研究では，事前に専門家のヒアリングを実施した上で，障害者スポーツに長期的に携わる対象者をできる限り確保し，さらにマレーシアの障害者スポーツに関する政策システムに関する文献や資料を収集することによって質的データを収集したが，今回の調査では抽出されなかった要因や関連アクターが他にも存在する可能性はある．そのため，各唱道間における詳細な交渉過程について十分明らかにできていない点が研究課題として挙げられる．

また，本研究では，特定のケースを理解する試みとして，中央政府による障害者スポーツ

の管轄省庁の移管決定という事例を対象としている．しかしながら，障害者スポーツのスポーツ施策化には，省庁移管以外にも多様なプロセスが考えられる．例えば，オリンピック委員会とパラリンピック委員会の統合化，競技団体の統合化である．各途上国における障害者スポーツと非障害者スポーツの統合レベルの差異ついても調査することで，より精緻に障害者スポーツのスポーツ施策化要因を明らかにすることが可能になるであろう．

さらに，今回対象とした中央政府の決定過程である．しかし，政策評価においては，政策が形成されるプロセスのみならず，政策決定による数値目標の変化，地方自治体への政策波及効など，多様な研究視点が含まれる．今回の調査では，マレーシアにおける障害者スポーツの省庁移管および，移管によって生じた制度・システムの変化まで言及したが，競技力向上や全国的な障害者スポーツの普及については，その関連を明らかにできていなかった．国家全体における障害者スポーツの振興にどのような変化があったのかについては，今後の研究課題としたい．

加えて，本研究はマレーシア 1 カ国を対象としたシングルケーススタディである．他の途上国において生じる一元化政策の背景要因について，本研究で明らかになった結果を基に，他国の事例において検証するなど，さらなる研究の蓄積が課題となる．

注釈

注 6）The Southeast Asian Games（SEA Games）は，2 年に一度東南アジア 11 カ国において行われる国際総合競技大会である．詳細は The Southeast Games Federation 公式ウェブサイト参照のこと．

注 7）コモンウェルスゲームズは、4 年に一度イギリス連邦に属する国・地域が参加する国際総合競技大会である。実施競技には、障害者スポーツも含む。詳細は The Commonwealth Games Federation 公式ウェブサイトを参照のこと．

第４章

途上国における
パラリンピック出場要因
－タイを事例として－

第１節　目的

本章では研究 2 として，途上国におけるパラアスリートの養成に影響する要因を検討するため，パラリンピックの出場選手数に着目し，大会参加選手数の増加に影響を及ぼす要因とそれらの作用に明らかにすることを目的とした．研究全体において，本章は途上国におけるパラアスリートの養成メカニズムに迫る役割を担う．

オリンピックに並ぶ国際競技大会としての地位確立，そして高度競技化に伴い，各国においてパラリンピアンの強化育成事業が進められている．パラリンピックにおける国際競技力も，社会経済的な要因によって規定されることが明らかになっており，それゆえ多くの途上国にとってはパラリンピック出場すら困難な状況であることが示唆されている．しかしながら，本章で着目するタイは，途上国に位置づけられながらも，恒常的にパラリンピアンを輩出している．タイを事例として途上国におけるパラリンピック選手数の増加に資する諸条件を明らかにし，これまで示されてきた社会経済的な要因のみならず，メゾレベルの政策的要因について議論する．

第２節　タイにおける障害者スポーツの概要

まず，タイにおける障害者政策および障害者スポーツ政策について概観したい．障害者に関わる全般の政策は，1990 年代以前は労働社会福祉省，以降は社会開発・人間の安全保障省が管轄している．一方，障害者スポーツの統括団体発足時から障害者スポーツに関わる政策は観光スポーツ省が管轄しており，元来タイにおいては障害者スポーツと非障害者スポーツは一元化された体制であった．

民間団体については，1983 年にタイ障害者スポーツ協会が設立され，国際競技大会への派遣など国内統括組織としての業務を担っていた．当初は身体障害者が主な対象となっていたが，2008 年北京パラリンピック後に，IPC よりすべての障害を包括する形で障害者スポーツの推進体制を構築することを求められ，2009 年に IPC 公認のタイ・パラリンピック

委員会が設立した．これにより，新たにタイ・パラリンピック委員会が視覚障害，脳性麻痺を包括することとなり，傘下に個別に活動をしていた 4 つの障害者スポーツ協会（障害者スポーツ協会／知的障害者スポーツ協会／視覚障害者スポーツ協会／脳性麻痺障害者スポーツ協会）が組織されるに至った（吉村，2016）．各障害種別協会は，それぞれに競技選手の管理や大会運営を行うが，パラリンピック委員会の要請に従って，国際競技大会時に選手を派遣するよう連携を取っている．タイ・パラリンピック委員会および 4 団体は，観光スポーツ省傘下のスポーツ庁内に本部が設置されており，国代表レベルの障害者スポーツ選手の練習環境は非障害者スポーツ選手と同様である．

第 3 節　方法

3．1．調査方法

研究 2 の目的を達成するために文献調査，タイ現地における聞き取り調査，フィールドワークを行った．聞き取り調査及びフィールドワークは，2017 年 3 月 12 日から 3 月 17 日の 6 日間，タイの首都バンコクを中心に実施した．聞き取り調査は，タイ・パラリンピック委員会事務所，タイスポーツ庁に所在する 4 つの障害者スポーツ協会を訪問し，関係者へインタビュー調査を実施した．フィールドワークでは上記の場所に加え，選手の練習場所となっているラジャマンガラ国立競技場の各競技施設およびチョンブリ体育大学を訪問し，選手やコーチと日常的な会話を通して普段の生活に関する情報を収集し，適宜フィールドノートに記載した．文献収集は，タイの障害者に関する全般的な政策，マスタープランなどのスポーツ政策関連資料および障害者スポーツに関する記事を収集した．

3．2．インタビュー対象者

聞き取り調査の対象者は，タイにおけるパラリンピックに関する現状に精通している者，もしくは 2000 年以前から障害者スポーツに携わっている者とした．インタビュー対象者は

スノーボールサンプリングにより選定した．まず条件に該当するキーパーソンからインタビューを始め，その人物を通して順にインタビューを行った，

また, 2000 年シドニー大会においてオーストラリア政府の支援によりカンボジアが 11 人もの選手を派遣できたように（Australian Government，online），国際的な支援活動がパラリンピックの出場に影響する場合がある．シドニー大会においてオーストラリア政府からタイに対して特別な措置が講じられた資料はないが，国外からの支援についても触れておく必要があると判断した．その点については上記の対象者に加え，JICA バンコク事務所およびアジア太平洋障害者センターを訪問し，これまでの国際的な障害者支援およびスポーツ支援について資料収集と担当者への聞き取り調査を実施した．上記の過程を経て，本調査の対象者は 7 名となった（表 4）．

表 4. インタビュー対象一覧

No	所属†††	役職	年代	性別	国籍
10	ASEAN Para Sport Federation	会長	60代	男性	タイ
11	タイパラリンピック委員会	委員長	50代	男性	タイ
12	タイパラリンピック委員会	国際渉外担当	30代	女性	タイ
13	障害者スポーツ協会	委員	50代	男性	タイ
14	障害者スポーツ協会	委員	50代	男性	タイ
15	アジア太平洋障害者センター	プロジェクトマネジャー	40代	男性	日本
16	JICAタイバンコク事務所	障害者政策担当	40代	女性	日本

†††所属および役職はインタビュー時点

3. 3. インタビュー調査の手続

対象者 7 名に，1 対 1 の半構造化面接調査を実施した．事前に作成した研究依頼書を用いて本研究の趣旨やプライバシーへの配慮について説明を行い，データは研究以外の目的で

は使用しない旨を伝え，対象者から同意を得た上でインタビューを実施した．

本研究の目的は，シドニー大会以降の参加選手数の増加および継続的な選手派遣を可能とした要因を明らかにすることであるが，対象者との会話を創出し，かつ障害者スポーツに関わる全般的な情報を収集するための質問項目も設定した．具体的には，シドニー大会における選手派遣数の大幅な増加に関連する出来事・施策，これまでのパラリンピックに関わる取組み，現在のタイ国内の障害者スポーツ全体の振興状況および課題，これまで国外から受けた障害者スポーツ関連のサポートである．

時間は一人につき 60 分程度かけて行い，通訳を介さず日本語または英語で行った．対象者の承諾を得た上でインタビュー内容をボイスレコーダーで録音し，音声データを基に逐語録を作成した．本研究は，心理的概念の抽出や理論生成を目的としていないため，異言語間で行われた調査データを分析する際に用いられるバックトランスレーションは行わず，筆者が英語音声の翻訳を実施した．

3．4．分析の手続

逐語録の作成後，調査対象者の意識的・無意識的な心理によって記憶の正確性に差異が生じるリコールバイアスを防ぎ，インタビュー内容の精緻性を担保するために，フィールドノートおよび収集した資料から事実確認および内容の補足を行った．インタビュー対象者間の発話や資料で明示されている内容に差異が生じた場合は，E メールで追加調査を行った．事実確認が出来ない内容については，分析対象から除外した．以上の過程を経て本研究の分析対象とするデータを整理した（表 5）．

表 5.　データ収集例

インタビュー調査	フィールドノーツ	文献・資料
パラリンピックに参加しやすくなったかという理由のひとつは前年に開催したFESPICの影響があるといえる．障害者スポーツに関する国際大会は初めてのことであったが，当時は経済不況もあり開催が危ぶまれることもあった。しかし前年にアジアゲームズを開催し，政府のスポーツに関する注目が高まっていたからなのか，なんとか大会開催に至った．大会の開催に向け，政府が障害者のスポーツに注目しはじめていた．当時は選手育成に割かれる資金は少額であったが，国内開催ということもあり，これまでで最多のメダルを獲得した．フェスピックで成績を残したこともあり，障害者スポーツも国の政策としてサポートする重要性が認識されたのだと思う．それからだんだんと健常者と共有できる施設が増えている．FESPICに合わせて選手を育成したこともあり，すぐそのあとに開催されたシドニーでは国際大会に出場する要件を揃えた選手が多くいたことが関連していた．オリンピックと比較したら予算は十分とは言えないが，報奨金の額も増額している（インタビュー番号13，2017年3月14日）．	車椅子バスケットボールはナショナルチームとしてジュニア世代から30代までの選手において組織されている．30代以上の選手はFESPIC開催時は10代前半もしくは後半であり，第一線では活躍していなかった．選手の生活基盤は国家の社会福祉からの支給を基本としながら，車椅子修理作業などの仕事も同時に行っている．政府からの支給だけで生計を立てる選手も出ている．選手の多くは県レベルの中学高校への進学をすることが出来，余暇の時間を利用してスポーツを実施していた．しかしこれは全国で一般的なことではない（2017年3月16日チョンブリ体育大学体育館内）．現在ヘッドコーチはイランから招聘されている．これまでコーチの給与は障害者スポーツ協会の理事が自費で支給するなど，政府のサポートはあまり得ていなかった．2000年以降成果を挙げたことにより今年度から国から支給されている．（アシスタントコーチとの会話より）．彼らは大学内の宿舎で生活し，24時間練習可能な環境に身を置いている．これは国家が強化指定している競技に従事する障害当事者しか出来ないことだとしている（2017年3月16日関係者との昼食時）．	1991年に制定された「障害者リハビリテーション法」により、障害者とは何を指すかという基準がはじめて明文化され、ここでは「障害者とは身体的、知的もしくは精神的異常、損傷を持つ人を指す」 と定義される（労働社会福祉省 1998, Khuu Muu Khon Phikaan [障害者ハンドブック],.）国家が初めて障害者スポーツ組織を認定したのは1985年である．（The 6th National Sport Development Plan　2007-2011 ）FESPIC開催時にタイで初めて障害者が利用できるバスが運行され，またタイ航空も車椅子利用者の受入れのために体制を整備（Aerospace Marketing Management : A Handbook for the Entire Value Chain）タイ政府が1999年に障害者の教育年度を発表し，障害児への教育および大学進学への積極的支援を進める．（Self－help Organizations of People with Disabilities in Asia）

先行研究では, 国際競技力政策の比較研究において, SPLISS モデル（De Bosscher, 2008）など, オリンピックの文脈において開発されたフレームワークを活用する場合が多い. しかしながら, 各国における障害の定義の差異を発端とし, 障害者人口および障害者スポーツに関する精緻な公的予算の推計などオリンピックとは異なる複数の課題が混在している. そのため, パラリンピック特有の文脈を考慮した政策比較は既存の分析的枠組みでは困難であることが指摘されている（Dowling, et al., 2018）. そこで, 先行研究で指摘される国際競技団体の制度変更や開催地の決定など国際社会において広く共有される国外要因と, 経済状況や政策など一国レベルで変動する国内要因を大別し, 本研究で最終的に結果を分類する枠組みとして適用することとした.

分析では, まず筆者が逐語録, 資料, フィールドノートを熟読した上で, 質的データを時系列ごとに整理した. 続いて時系列ごとに整理されたデータを切片化し, 出来事・施策など類似した内容を事象としてまとめた. さらに関連性の強い事象をまとめ, パラリンピックの出場に影響を与えた要因としてカテゴリにまとめた. 次にスポーツ政策を専門とする研究協力者 1 名と共に, 調査データからどのような視点でカテゴリを生成に至ったのかという過程を確認し, 相違点があった場合は議論の上修正を行った. その後, 著者がカテゴリを国内要因と国外要因に分類した. 再度研究協力者と議論の上, 結果の整合性を確認し, さらにスポーツ政策の専門家である別の研究協力者 1 名が最終的な結果の妥当性を確認した上で分析を終了した.

第 4 節　結果

以上の分析の結果, 2000 年以降のタイのパラリンピック出場選手数増加に影響を与えた 7 つの要因が明らかになった（表 6）.

表 6. タイにおけるパラリンピックの出場選手数の増加に影響を与えた要因

区分	カテゴリ	事象
国外要因	大会開催地との距離	シドニー大会における選手渡航費用の負担軽減 ソウル大会における選手派遣数の増加 ヨーロッパやアメリカで開催される大会への参加障壁
	パラリンピック参加費用の無償化	パラリンピック参加にあたる参加費用の無償化
国内要因	FESPICの開催	大会を見据えた障害者スポーツ協会による選手育成の強化 障害者スポーツ協会と中央政府・関連省庁との連携機会の創出 スポーツ政策としての政府における障害者スポーツ位置づけ変化 FESPIC開催に合わせた政府主導のバリアフリー強化 障害者スポーツのテレビ放映などメディア露出による国民への啓発
	恒常的な国際大会への参加と自国開催機会の増加	障害者スポーツ国際大会の継続的な招致・開催 大会開催費用等関連する政府予算の継続的な獲得
	国際競技力向上に向けた公的資金投入	観光スポーツ省への移管による獲得予算の増加 障害者へのナショナルトレーニングセンターの利用開放 選手強化・育成に係る助成金の増額 障害者スポーツ国際大会メダル獲得者への報奨金の増額
	一般社会における制度・政策の変化	憲法改正による障害児教育の環境整備および就学率向上 就学期間におけるスポーツ実施機会の創出 大学奨学金の獲得による選手の生活安定化 選手の労働環境の整備および就職サポートの充実化 大学における選手のスポーツ実施環境の整備 社会開発・人間の安全保障省など政府・公共機関からの生活に係る選手へのサポート
	経済発展	アジア経済危機以降の急速な経済発展 スポーツ関連予算への官民による投資の増額

4. 1. 国外要因

4. 1. 1. 大会開催地との距離

大会開催地が遠方になればなるほど選手の渡航費の負担が増えるため，選手の派遣数に制約が生まれる．

「障害者スポーツ選手が渡航するには車椅子の輸送に係る費用も計上するため，欧米で開催される大会に参加するのは困難であった．USAID など国外の援助機関から支援を受けられるようなトレーニングキャンプの場合は数名の選手を派遣できるが，パラリンピックはすべて自国でコストを負担しなければならない．単純に，アジアやオセアニアでパラリンピックが開催されれば，それだけ移動に係る費用のコストカットにつながる（インタビューNo. 12）」

2000 年に行われたパラリンピックの開催地がオーストラリア･シドニーであったことは，上記の発話にあるように遠距離移動に係る渡航負担が軽減され，当該大会に関して言えば選手派遣数の増加をもたらしたことが明らかになった．

4. 1. 2. パラリンピック参加費用の無償化

2000 年シドニー大会以前は IOC と IPC は，公式な形で連携することはなく，パラリンピック開催においてはすべて IPC がその管理・運営を担っていた（Legg and Steadward, 2011）．それゆえ，大会開催の費用を賄うために，参加国は渡航費とは別に大会参加費を IPC に対して支払う必要があった．しかし，IOC と IPC の連携協定締結後，パラリンピック開催に伴う必要資金を IOC が支援することが決定した．そのため，2004 年アテネパラリンピックから IPC が負担するコストが軽減され，これまで行っていた参加国からの参加料の徴収は不要となった．

「2004 年からパラリンピックに参加するために選手一人につき登録料を支払う必要がなくなったことが，タイがパラリンピックに参加を続けられた大きな理由である（インタビュ

ーNo. 13）」

タイ・パラリンピック委員会にとって，参加費用の無償化によって．選手の強化費や大会派遣費用に費用を充てることが可能となり，2004 年アテネパラリンピック以降の選手輩出につながる要因となった．

4．2．国内要因

4．2．1．FESPIC の開催

タイは 1999 年に FESPIC を自国開催している．この FESPIC は，タイで開催する史上初の障害者スポーツの国際大会となった．1999 年大会において，金メダル 65 個，銀メダル 73 個，銅メダル 82 個，計 220 個のメダルを獲得した．FESPIC 開催に向け，障害者スポーツ選手の強化策を講じ，さらに全国的に選手候補の発掘を進めたことがインタビュイーの発話から明らかになっている．タイが ASEAN における障害者スポーツの強豪国となる契機をつくった当該大会は，障害者スポーツの国際競技大会として初めて国内にテレビ放映されるなど，タイにおける障害者スポーツの萌芽期として重大な出来事として位置づけられている，

「タイにおける障害者スポーツは観光スポーツ省に管轄されているとはいえ，選手強化や全国大会の開催など，1999 年以前は協会が担う諸業務は非障害者スポーツの事業と切り離されていた．そのため，身体障害者スポーツ協会では，独自にバンコク以外の地方都市におけるリハビリテーション施設や職業訓練所において，トレーニングキャンプを実施し，選手発掘プロジェクトに努めた．FESPIC の結果を受け，政府も障害者スポーツ選手の育成に関心を持ちだした（インタビューNo. 14）．」

すなわち，FESPIC 後に開催されたシドニーパラリンピックの出場選手数の増加は，FESPIC を契機とした強化策が結実したことが明らかになった．

また, FESPIC 開催は, 自国の選手の管理のみならず, 国外からの選手の受入れや FESPIC

連盟との渉外活動など，観光スポーツ省のみならず，政府や関係省庁との連携が必要となる．FESPIC の開催時にタイで初めて障害者が利用できるバスが運行され，またタイ航空も車椅子利用者の受入れ体制を整備するなど，スポーツという側面のみならず，障害が関連する多様な社会的変化が生じた大会でもあった（Malaval，et al.，2013）．

4．2．2．恒常的な国際大会への参加と自国開催機会の増加

「FESPIC の開催は，バリアフリーの整備という側面でも，大会のスムーズな運営という側面でも，非常に難しい挑戦であった．大会の開催経験は，障害者スポーツの国際競技大会を開催する際，海外選手の受入れや選手の移動をどのように進めればよいのかという学びとなった（インタビューNo．10）．」

上記の発話にあるように，1999 年の FESPIC 開催経験が，その後の国際競技大会の恒常的開催につながっていることが明らかになった．ASEAN 諸国が参加する障害者スポーツ国際大会である ASEAN Para Games は，2008 年に自国で開催した．タイ国内において総合競技大会を開催できる施設の充足は，射撃やテンピン・ボウリング，陸上競技などアジア地域を対象とした国際大会も開催している．2006 年には，タイ車椅子バスケットボール協会がパタヤで周辺諸国を招聘した国際大会を主催し，以降も民間企業からの協賛を受けながら，22 歳以下の若手選手や女子選手の育成を目的としたトレーニング合宿を行っている．2013 年には，国際車椅子バスケットボール連盟アジアオセアニア地区の公式国際大会を開催した．定期的に開催される国際大会があることで，選手強化を図る目標が常に設定され，継続的に選手育成を行うアカウンタビリティとなっている．

「タイが近隣諸国を招聘して大会を運営するのは，欧米で開催される国際競技大会への参加が難しいからだ．しかし，アジア地域では障害者スポーツの国際競技大会の開催機会は少なく，それならば自国で開催した方が，タイ人選手にとって大きなアドバンテージとなる．また，競技力でも同等レベルの国同士で試合をする方が，競技力向上には効果的であると考

えている．そのため積極的にアジア地域における国際大会は誘致している（インタビューNo．14）．」

4．2．3．国際競技力向上に向けた公的資金投入

先述した通り，タイのオリンピック，パラリンピック関連予算は，2002 年に設立された観光スポーツ省が担っている．国際競技力向上のために充てられる国家予算は，メダル獲得の可能性が高い競技に集中的に投入されている仕組みになっており，国際競技大会での成績が，それ以降の強化費に影響するようになっている．つまり，パラリンピックにおいても好成績をあげれば，それだけ政府からの公的な支援も継続することを指している．リオデジャネイロパラリンピックでメダルを獲得した車椅子フェンシング，ボッチャ，車いすレースはすでに 2020 年東京大会までの強化指定種目となっている．タイのトップアスリートの練習拠点となっているラジャマンガラ競技場を中心とする複合型スポーツ施設も，パラリンピック選手の使用が許可されるなど，オリンピック同様，パラリンピックも競技スポーツとしての枠組みに組み入れられている．

しかしながら，「オリンピック選手の報奨金と比較すると，パラリンピック選手に支払われる報奨金は 10%程度である（インタビュー時点）．また，ラジャマンガラ競技場内の施設は，共同利用が可能であるものの，障害者が使用するためのデザインになっておらず，またオリンピック選手が優先利用しており，障害者スポーツ選手には使いづらい（インタビューNo．13）．」という発話にあるように，障害者スポーツ選手に対する公的サポートの拡充は進められているとはいえ，非障害者スポーツと全く同様のシステムが適用されているわけではないことが明らかになった．

4．2．4．一般社会における制度・政策の変化

障害者スポーツ選手らが競技を継続するための生活基盤に，タイ国内における障害者に

関わる社会制度および政策の変化が関連していることが示された．FESPIC 大会開催を契機とした国内のバリアフリー整備（Independent Living Institute，online），テレビ放映による国民の障害者スポーツに対する認知度向上（Kwok，et al, 2002）など，1999 年前後は，タイ国内において障害者が関わる社会制度や政策の転換期にあたる．

特に教育面では，タイ政府が 1999 年に障害者の教育年度を発表し，障害児への教育および大学進学への積極的支援を進めた時期にあたる．現在活躍するタイのパラリンピック選手，および障害者スポーツ選手の多くが大学生や 30 代以下の若手であり（International Paralympic Committee，online b），教育法の改正後の影響を受けている年代である．1999 年の障害児教育に対する政府主導の制度変更は，障害を持った学生への特別支援として学費・寮費の免除や奨学金の支給につながっている．以前に比べて大学に通う障害を持つ学生が増えたこと，支援によりスポーツや余暇活動を楽しむ余裕ができたこと等により，支援を得た学生が競技に打ち込んでいるという発話を得た．現地調査において訪れたチョンブリ体育大学でも，競技に打ち込む障害を持つ学生の姿があった．チョンブリ体育大学は，タイにおけるスポーツに特化した大学に位置づけられており，車椅子バスケットボールチームが体育館を優先的に使用しながら毎日練習を実施している．

また 2007 年には，障害者雇用を義務化した障害者エンパワメント法が成立し，関係省令の制定を経て 2011 年から施行されている．障害者雇用に関する関連法は，1991 年から施行されていた障害者リハビリテーション法によって定められていたが，実際の雇用は企業の努力義務に依るものであり，現実的な雇用促進には結びついてこなかった（西澤, 2011）．障害者エンパワメント法では，障害者の雇用は義務として法定雇用率 1%が定められている．パラリンピックを目指す選手たちにとって，就労問題は生活基盤としてのみならず，競技を続けるための資金調達のために必要不可欠である．すべての選手がこの法制度の恩恵を受けているわけではないが，法定雇用率が定められたことにより，企業が障害者アスリートの雇用に積極的に取り組み，選手らが就労する後ろ盾となっている．

4．2．5．経済発展

FESPIC 開催時，またシドニー大会の開催時期である 2000 年前後のタイは 90 年代後半の経済危機からの立て直しを図っている時期であったが（三重野，2009），シドニー大会自体は，FESPIC 開催によるインパクトが継続し，かつ開催地との距離が近かったことがタイの出場選手数を増加させた．しかし，World Bank（online）によると，2000 年以降のタイは順調な経済発展を遂げている．

「障害者スポーツだけではなく，やはり国家の経済事情や社会的状況が安定していることが前提条件になる．現在は，タイの飲料メーカーやアパレルメーカーが継続的にタイ・パラリンピック委員会のスポンサーをしているが，こうした民間企業が障害者スポーツとの協力関係を維持できるのは，スポンサーがメリットを感じることが出来ているからだ（インタビューNo．11）」

上記の回答をしたタイ・パラリンピック委員会委員長は，スポンサー企業の幹部を務めており，パラリンピックのメダル獲得者に対して報奨金を支払うなど，パラリンピック選手が競技を継続できる環境整備に資する経済的なサポートを行っている．

第 5 節　考察

資料の収集および現地調査を通じて，タイのパラリンピックにおける出場選手数に影響を及ぼした国内外における影響要因を明らかにしてきた．結果として，国内要因として示されたのは，既存研究でも示されていた経済発展というマクロ要因のほか，FESPIC を契機とした各種国際障害者スポーツ大会の継続的な参加，自国開催機会の増加，それらの大会を目標とした選手育成への公的支援，一般社会における障害者政策の変化であった．FESPIC 開催時，およびシドニー大会開催時は深刻な経済不況に陥っていたことを踏まえると，マクロレベルの要因がパラリンピックへの出場を左右する条件として全てを説明しうるわけではないことが推察される．むしろ，FESPIC の開催を契機とした障害者スポーツへの公的資金

投入や障害者の教育制度の改革などメゾレベルの政策の変化がパラリンピック出場に大きく影響していたと考えられる．マクロレベルの要因である文化的な背景や社会経済的状況，気候条件は，事実上コントロール不能であり，急激な変化を加えるのは難しい（舟橋・間野，2012）．とりわけ途上国においては，このマクロレベルの制約が国際競技大会への出場を妨げている（Miles，1982；Cashman and Darcy，2008；Lauff，2011）．タイの事例からは，国定の政策努力やスポーツ環境の改善などメゾレベルの要因を整備することが途上国のパラリンピック出場を促す鍵となり，そのなかでも国際大会の自国開催は，政府や国民の認識を変容させる重大な契機となり得る可能性が示唆された．タイにおいては，障害者スポーツはスポーツ政策を所管する省庁が管轄していた．しかしながら，制度やシステム上において変化が生じたのは FESPIC の開催以降である．これは，タイが当時途上国でありながらも国際的な障害者スポーツ大会を開催したことによって生じた変化であるといえる．

また先行研究で示された国際競技団体の制度や取組みの変化，競技大会の開催地という国外要因は，タイのパラリンピック出場選手数の増加という本研究の事例においても一定程度あてはることが明らかになった．特に，アテネ大会以降のパラリンピックの参加費用の無償化は，途上国の大会参加にあたる実質的なコストの負担軽減に結びついていたことが明らかになった．1999 年の FESPIC，2000 年のシドニー大会を経て障害者スポーツの萌芽期を迎えていたタイにおいて，パラリンピック参加にあたる金銭的な障壁の撤廃は効果的に作用したと考えられる．よって，本研究の調査結果からマクロレベルより高次なメタ要因が果たす作用が明らかになった．タイ一カ国のみならず，全 NPC に共通して共有される国外における変化と国内要因が相乗して障害者スポーツのハイパフォーマンス化を促進する作用があることが考えられる．

特筆すべきは，1999 年の FESPIC 開催からの国内における変化と国外における変化がほぼ絶え間なく生じている点である．これまで述べてきたように，タイのパラリンピックにおける躍進の背景には国内外における諸要因が関連している．それらの要因は，分散して個別

的に発生しているわけではなく，連続性を持って生じていることがシドニー大会における急激な変化を一時的なものにせず，継続的なパラリンピックへの出場を可能としたと考えられる．

第６節　まとめと課題

本研究の課題の一つとして，障害者スポーツ振興のうち，パラリンピックの出場選手数という一面的な部分を切り取ったに過ぎない点が挙げられる．タイにおける障害者スポーツは，国家のスポーツ政策の枠組みに組み入れられ，一体的な強化政策が講じられているが，オリンピック予算への配分が優先され，障害者スポーツ振興を進める上では十分ではないという発話も得ている．タイのスポーツシステム上，競技を継続する上で必要な公的なサポートを受けられる選手は，国際競技大会で活動できる選手層のみである．タイにおいて，確かにパラリンピック出場を目指す障害者スポーツ選手の育成環境は徐々に整備されているといえるが，このような政策的は発展が，草の根レベルの障害者スポーツ普及に対してどのような効果をもたらしているのかについては本研究内では言及できていない．

また，本研究の聞き取り調査で対象としたのは，パラリンピック選手の育成や政策的な動向に精通している人物が中心的である．しかしながら，今回の調査では，エリートスポーツシステムの享受者である障害者スポーツ選手自身が研究対象に含まれていない．当然ながら，障害者スポーツ選手の育成には，障害当事者が競技を始め，また競技を継続する環境の有無が関連する．フィールドワークにおいて，パラリンピック出場を目指し練習する選手たちが，大学や企業から支援を受けていることは確認できたが，障害者当事者が競技を始める契機となるリハビリテーションセンターや訓練センターにおけるスポーツ環境，レクリエーションレベルからナショナルレベルに至るプロセスについては深堀できていない．加えて，軍事政策など障害者政策と関連がみられる他の政策分野が及ぼす影響については調査では明らかにできなかった．聞き取り調査対象には，障害者スポーツに特化した業務を遂行

する人物のみならず，より広範囲な政策に関連するステークホルダーを含める必要性がある．

さらに，今回の調査は，先行研究の蓄積があるパラリンピックという一つの国際競技大会を指標としている．障害者スポーツ大会には，デフリンピック，スペシャルオリンピックスなど，障害種別で実施される大会も存在している．障害者スポーツの振興を考える上では，すべての障害種を含めた議論が求められる．障害種によってスポーツ政策における位置づけが異なるのかという視点等，あらゆる障害種を含めて障害者スポーツ政策を捉える必要があるといえる．

加えて，本研究で明らかになった国外要因については，既に先行研究で指摘されている国際的に一般化できる要因といえるが，一方で国内要因についてはタイ 1 カ国で検証された要因に過ぎない．国内要因にあたる，恒常的な国際大会への出場や自国大会の開催は，アジア地域および ASEAN 地域に特化した障害者スポーツの国際大会が存在し，それを活用できるタイであったからこそ実現できた側面も否めない．そのため，他の途上国でも同じようなメカニズムでパラアスリートの養成が可能となるのか更なる検証が必要である．

第 5 章

総合論議

第１節　本研究から得られた知見と考察

本研究は，途上国における障害者スポーツ政策の発展に関連する要因を検討するために．国際的な障害者スポーツ政策の動向や障害者スポーツに関連する国際協力事業の実践を踏まえ，途上国における「障害者スポーツのスポーツ施策化のメカニズム」と「パラアスリートの養成メカニズム」を明らかにすることを目的とした．

研究 1 では，障害者スポーツのスポーツ施策化を，障害福祉政策からスポーツ政策所管省庁への障害者スポーツ政策の移管と捉え，その政策決定に至る経緯と背景要因についてマレーシアを事例に検証を行った．結果として，障害者スポーツがスポーツ政策として一元化がされる契機に，2002 年に決定した FESPIC の自国開催が位置づけられることが明らかになった．FESPIC 開催決定をきっかけとして政策的なアジェンダが設定され，各唱道グループ間の行動を変容させるイシューとして機能したことが示唆された．また，継続的にスポーツ政策として障害者スポーツに関する事業を実行するかの合理的判断の基準には，FESPIC におけるマレーシア選手団の活躍が，スポーツ政策として公的な資金を投入する決定を方向づけた要因として作用したといえる．

しかしながら，FESPIC の大会計画はアジア競技大会の開催を前提として行われていたこともあり，唱道グループ間で議論される内容は，あくまで大会に関わる事業が中心であった．そのため，障害者スポーツが抱える根底にある課題，具体としては一般の障害者がスポーツに参加するためのアクセシビリティやサポート人材に関する制度の見直しや改革が行われなかったことも示された．

また，移管後に行われた非障害者スポーツと一体となった各種事業については，MPC の後援者であるジーン･アブドゥラ氏の影響力があった．アジア地域における障害者スポーツの高度競技化，障害者運動の展開による障害者のスポーツ参加権を擁護する声の高まりという社会的背景もあり，マレーシアにおける障害者スポーツ政策は，スポーツ政策へと一元化され，特にエリートスポーツ選手の強化育成事業が中心的に施行されたことが明らかに

なった.

研究 2 では，途上国におけるパラアスリートの養成メカニズムを捉える指標として，パラリンピック選手数を用い，タイにおける 2000 年シドニーパラリンピック以降にみられるパラリンピック出場選手数の増加要因の検証を行った．パラリンピックへの参加状況は，大会開催地との距離や国家の経済事情により規定されるが，タイにおいてシドニーパラリンピックを機に大きく出場選手数が増加した背景には，1999 年に開催した FESPIC に向けた選手強化の成果があったことが明らかになった．FESPIC を目標とした障害者スポーツ選手の育成が，そのままシドニーパラリンピックの出場成績に結実したことが明らかになった.

FESPIC 開催を皮切りに，タイにおいて障害者スポーツに特化した国際競技大会が恒常的に開催され，各種大会を目標に選手強化を図るシステムが整備された点も，2004 年アテネパラリンピック以降の継続的なパラリンピック選手輩出の要因となった.

また，パラリンピックの参加費用が無償化したことによって経済的な参加障壁が軽減された点，国内の障害者の教育環境が改善され，若い障害当事者が教育を受けながら競技を実施できる環境が生まれた点も要因として明らかになった．こうした障害者の教育制度の改革が，パラリンピック選手の育成環境に影響をもたらしたことが示唆された．さらに，タイがパラリンピックに継続的に選手を派遣できる背景には，国内外における諸要因が関連しているが，それらは分散して生じているわけではなく，連続的かつ相互に影響し合っていたことが明らかになった.

以上の研究 1 および研究 2 の結果から，途上国における障害者スポーツ政策の発展に関連する要因についてまとめたい.

マレーシアおよびタイの事例から，国際障害者スポーツ大会の開催が，両国における障害者スポーツ政策の発展を促す機会となったことが本研究から明らかになった．マレーシアにおける FESPIC 開催は，障害者スポーツをスポーツ政策として一元化する契機となり，タイにおける FESPIC 開催は，翌年に開催されたシドニーパラリンピックへの参加選手数

増加に結実した．このように，障害者スポーツの国際競技大会の開催により，生じる社会的インパクトについては，都市のアクセシビリティ機能の向上，共同体における障害者に対する態度の変化など，障害者が抱える社会的な課題解決に関連するあらゆるベネフィットの創出が期待されている（Misener et al, 2018）．本研究では，障害者スポーツ政策に特化した議論を前提としていたため，FESPIC 開催による社会的影響（Chalip，2006）については十分言及できていないが，少なくとも両国において障害者スポーツ政策の熟度を高める機能を果たしたといえる．

FESPIC 大会の招致は，創設時から FESPIC 連盟に所属する委員が，主体的に立候補して開催していた．しかしながら，開催候補都市の減少を受け，タイおよびマレーシアにおける FESPIC は，アジア競技大会の開催機会を活用できることを前提に，開催決定がなされた．つまり，両国際競技連盟および大会組織委員会間に連携協定は公式に締結されていなかったものの，アジア競技大会開催国・都市が，必然的に FESPIC の開催国・都市の候補になったのである．このように，別々に開催されていた非障害者スポーツと障害者スポーツの国際競技大会が，徐々に一元化されていく事例は，オリンピック・パラリンピックのみならず，地域別の国際競技大会においても同様であることが報告されている．パンアメリカン競技大会およびパラパンアメリカン競技大会は，オリンピック・パラリンピック同様，招致プロセスが一元化され，同一都市開催および 1 つの大会組織委員会により運営されている．こうした非障害者スポーツの国際競技大会への接近は，国際障害者スポーツ大会の開催機会を地域内の途上国にもたらしている（Misener et al, 2018）．

タイおよびマレーシアにおいても，アジア競技大会開催を前提として FESPIC の開催に至っており，途上国に位置づけられる両国において，前提条件としてアジア競技大会という非障害者スポーツとの関連があったといえる．一方で，地域別とはいえ，2 つの大規模国際競技大会を開催するコストが拡大し，現在パンアメリカン競技大会およびパラパンアメリカン競技大会の開催地に立候補する都市の減少が課題として提示されている（Misener et al,

2018)．障害者スポーツと非障害者スポーツの接近は，障害者スポーツイベント自体の価値を高める効果は認められるものの，そもそも開催可能な都市・国家を制限する側面も否定できないといえる．

また，両国においてアジア地域における障害者運動の展開および ASEAN 各国における障害者関連法が整備が，障害者スポーツ政策の転換期とオーバーラップしていることは，経済的にも発展を遂げつつあったマレーシアやタイにおいて，障害者スポーツ政策を推進する後押しになったといえる．マレーシアにおける障害者運動との関連では，障害者のスポーツ参加を社会参加権の一つの形態としてみなす障害当事者団体によるアドボカシー活動が挙げられる．また，タイにおける障害者の就労や教育機会に関する法制度の整備は，障害者スポーツ選手が競技に専念する環境づくりの一端を担っている．途上国における障害者スポーツ振興には，そもそも障害者の権利運動と関連するとの指摘がされているが（Dowling et al.2018），マレーシア，タイにおいても，障害者に関する法制度の整備と，障害者スポーツ政策の進展が並行したといえる．

加えて，マレーシア，タイ両国において議論される障害者スポーツ政策は，競技力向上に関する事業が中心的であることは上述した通りである．障害者スポーツを推進する立場である競技団体や両国パラリンピック委員会は，障害者スポーツに関する環境づくりを進めるために，競技スポーツとしての障害者スポーツを強調することにより，国内の障害者スポーツの位置づけを変容させていった．一方で，一部インタビュイーによって，むしろ両国における障害者スポーツの急激な高度化が，一般の障害当事者のスポーツ環境との乖離を生じさせるのではないかという懸念が提示されていたことについては十分留意したい．

パラリンピックに対する参加価値を高めることは，やはりスポーツとしての洗練さやアスリートのパフォーマンスに対する賞賛は非常に有効である．しかしながら，Purdue（2013）や Howe（2004）は，エリートアスリートとしてのパラリンピアンと，一般の障害当事者の間に非対称性が生じることで，むしろ障害者の社会参加を阻害するという懸念を指摘する．

一般障害当事者がスポーツ参加するためのハード・ソフトの環境整備が初期段階にある途上国においても，障害者スポーツのハイパフォーマンス事業への転換と，パラリンピックが抱える「パラドックス（Purdue and Howe，2012）」の関係について今後検討する必要があるといえる．先進国，途上国含め，障害を持つ人々のスポーツ参加，ひいてはインクルージョンに関する取組みは進行段階であり，国際協力として途上国における障害者スポーツ振興に取り組む場合も，レシピエントとドナーという関係性を超えた課題共有と解決策の模索が求められると考える．

第 2 節　研究の限界と今後の研究可能性

障害者スポーツ政策の発展の在り方は，先進諸国内でも明確な定義がなされているわけではない．本研究では障害者スポーツに関する国際協力の実施内容や目的，さらに国際的な障害者スポーツ政策の動向を基に，途上国における障害者スポーツのスポーツ政策化およびパラアスリートの養成に着目することとした．しかしながら，障害者スポーツのスポーツ施策化については，障害の有無に関わらず，スポーツに参加できる環境整備に貢献するという見解がされつつも，同時に，非障害者スポーツにおいて長年蓄積されてきた勝利至上主義や能力主義的な価値観を障害者スポーツに対して押し付ける危険性も指摘されている（Thomas，2003）．さらに，障害者スポーツのハイパフォーマンス政策への転換は加速度的に進む一方で，レクリエーションや生涯スポーツとしての障害者スポーツ振興の優先度が低いとの指摘がなされいている（Hammond and Jeanes，2018）．そのため，本研究が障害者スポーツ政策の発展を捉える上で着目した 2 つの事象が，必ずしもポジティブな効果を創出すると断言することはできない．

また，今回は日本のスポーツ外交上の関係性を鑑み，ASEAN 地域の 2 カ国を対象としている．ASEAN 地域は，障害者スポーツに特化した競技連盟を持つ特殊性を有している．このように，障害者スポーツに関する主体的な発展がみられる地域をグッドプラクティスと

して研究対象としたため，他地域における途上国の障害者スポーツ政策の発展には，異なる要因が作用することも考えられる．これまで，途上国における障害者スポーツを研究対象とする場合，対称軸として先進国が引き合いに出されていた．しかしながら，途上国間においても，パラリンピック出場への積極性や障害者スポーツ政策の形成プロセスには差異があることが考えられる．障害者スポーツに関する国際協力事業を立案する上では，本研究が着目した途上国自身が形成してきた障害者スポーツ政策について，対象地域を拡大して検証するとともに，途上国間に見られる障害者スポーツ政策熟度の差異を規定する要因や障害関連法制度との関係性について，学術的に解明する必要があると考える．

さらに，本研究において実施した調査において，適切なインタビュイーの選定が課題となった．研究 1 および研究 2 において，調査対象の選定基準を設定しているものの，より適切なキーインフォーマントの存在は否定できない．今回調査協力してくれたインタビュイー間にも，両国における障害者スポーツに関する情報量や精緻さに差異があった．本研究においては，両国における障害者スポーツ政策に着目し，特殊なケースを研究対象としているため，より多くの情報を収集することを目的に雪だるま式にインタビュイーを決定したが，調査条件を満たす精緻なサンプリングおよび結果へのバイアス回避については課題が残っている．

加えて，今後さらなる研究を進める上では，障害者スポーツ政策に関するグッドプラクティスだけではなく，実際に障害者スポーツに関する国際支援を受けている国・地域を対象として，支援事業との相互作用の中で途上国内部の障害者スポーツ政策がどのように変化しているのか，発展するのかという視点を持つ必要がある．そもそも，障害者スポーツ政策の発展という定義や政策目標および観測指標についても，現地の政府や競技団体，障害当事者とともに策定・計測するアプローチが必要になると考える．このような参加型評価の手法を取入れ，途上国における障害者スポーツ政策の発展に資する不断の研究が求められる．

第３節　政策的インプリケーション

本研究によって，途上国の障害者スポーツ政策の発展においては，障害者スポーツに特化した国際競技大会を開催するという決定が，開催後の障害者スポーツ政策や制度の変化に関連することがわかった．国際協力として，国際競技大会開催時に，他国の障害者スポーツ選手の育成や大会参加支援が行われている事例は，パラパンアメリカン競技大会において報告されている．本研究により，途上国においても障害者スポーツの国際競技大会の開催自体が政策的熟度を高めることが明らかになったため，途上国に対する競技大会開催に資する支援策も有用であると思われる．

しかしながら，本研究が対象とした 2 カ国においては，障害者スポーツの国際競技大会開催は契機となっているが，両国における障害者スポーツ政策の発展は，イベントが直接的に生み出した短期的な効果だけではなく，両国の社会経済的な状況，障害者関連政策およびスポーツ振興政策との相互作用によって生じたことは先述した通りである．スポーツイベントのレバレッジ効果を最大限引き出すという点においても，大会のレバレッジ戦略と開催都市・国の政策的方針を接近させる必要があると指摘されている（Misener et al, 2018）．つまり，大会開催をひとつの契機として活用するためには，その国・都市において形成されてきた政策に目を向ける必要性があるといえる．障害者スポーツイベントの開催を国際協力事業として取り入れる場合，相手国・都市の政策的な方針について詳細に把握し，その国家・都市において，障害者スポーツに関する政策的な課題は何かという視点を踏まえ，相手国・都市における政策・制度と大会計画との整合性を図る努力が一層求められるであろう．

加えて，これまで述べてきた通り障害者スポーツ政策は，スポーツ，福祉，教育，産業などあらゆる政策分野が関連する複雑性を有している．本研究では，障害者スポーツの高度競技化，競技力向上をはじめとしたスポーツの政策的方針の展開，そして障害者関連法および制度の進展について中心的に言及したが，障害の定義や関連政策の範囲には国ごとの特異性があるといえる．今後，障害者スポーツに関する国際協力を推進する上では，スポーツ政

策の文脈のみならず，その国家における障害関連政策および制度を丹念に調査し，その上で障害者スポーツ政策を発展させるための課題や支援ニーズを捉える必要があるといえる．

引用参考文献

AGITOS Foundation（online）Home: About us. https://www．paralympic．org/agitos-foundation (2017 年 8 月 10 日最終閲覧）.

秋吉貴雄（2000）政策変容における政策分析と議論－政策志向学習の概念と実際－．日本公共政策学会年報：公共政策 2000, 1-13.

Anspach, R.R. (1979) From stigma to identity politics: political activism among the physically disabled and former mental patients, Social Science and Medicine, 13A: 765-773.

Australian Government（online）Department of Foreign Affairs and Trade : Senator Patterson : welcomes Cambodia's paralympic team. http://dfat．gov．au/about-us/publications/Documents/p34_focus_dec00．pdf (2017 年 8 月 31 日最終閲覧）.

Australian Sports Outreach Program (online) ASOP Programs : Fiji Disability Sport Program http://websites.sportstg.com/assoc_page.cgi?client=1-8136-0-0-0&sID=189603&&news_task=DETAIL&articleID=13198189（2019 年 12 月 1 日最終閲覧）.

Beacom, A. (2009) Disability sport and the politics of development，Sport and international development. Palgrave Macmillan UK, 98-123.

Beacom, A. and Brittain, I. (2016) Public diplomacy and the International Paralympic Committee: Reconciling the roles of disability advocate and sports regulator. Diplomacy & Statecraft, 27(2): 273-294.

Bernard, A. B. and Busse, M. R. (2004) Who wins the Olympic Games: Economic resources and medal totals. The Review of Economics and Statistics, 86: 413-417.

Brittain, I. (2006) Paralympic success as a measure of national social and economic development. International journal of eastern sport and physical education, 4(1): 38-47.

Blauwet, C. and Willick, S. E. (2012) The Paralympic Movement: using sports to promote health, disability rights, and social integration for athletes with disabilities. PM&R, 4(11): 851-856.

Buts, C., Bois, C. D., Heyndels, B., and Jegers, M. (2013) Socioeconomic determinants of success at the Summer Paralympics. Journal of sports economics, 14(2): 133-147.

Cashman, R. and Darcy, S. (2008) Benchmark games The Sydney 2000 Paralympic Games. the Australian Centre for Olympic Studies. Walla Walla Press, 35-53.

Chalip, L. (2006) Towards social leverage of sport events. Journal of Sport & Tourism, 11: 109-127.

Coalter, F. (2010) The politics of sport-for-development：Limited focus programmes and broad gauge problems?. International Review for the Sociology of Sport, 45(3): 295-314.

Commonwealth Games Federation (online) Commonwealth Sport : Our Relevance. https://thecgf.com/our-relevance (2019 年 8 月 25 日最終閲覧).

Darnell, S. C. (2010) Power, politics and “sport for development and peace”: Investigating the utility of sport for international development. Sociology of sport journal, 27(1): 54-75.

De Bosscher, V. (2008) The global sporting arms race: An international comparative study on sports policy factors leading to international sporting success. Meyer & Meyer Verlag.

DePauw, K. P., and Gavron, S. J. (2005) Disability sport (2nd ed.). Human Kinetics, 7-8.

Devine, A., Carroll, A., and Senmilia Seru, N. S. (2018) Promoting Effective Implementation of Disability Inclusive Sports for Development Programmes. Lessons Learnt from Australian Government Programs in the Pacific. 日本財団パラリンピック研究会紀要, 9: 44-62.

Dowling, M., Brown, P., Legg, D., and Beacom, A. (2018) Living with imperfect comparisons:

The challenges and limitations of comparative paralympic sport policy research. Sport management review, 21(2): 101-113.

遠藤華英（2019）日本における障がい者スポーツを通じた国際協力の展開．日本財団パラリンピック研究会紀要, 11: 41-52.

遠藤華英・菅文彦・舟橋弘晃・間野義之（2018）発展途上国における障害者スポーツ振興への影響要因: タイ王国を事例として．スポーツ産業学研究, 28(3): 213-224.

藤田紀昭（2015）障害者スポーツの過去，現在，未来（特集--スポーツと生涯発達）．生涯発達研究, 7: 7-17.

舟橋弘晃・間野義之（2012）国際競技力に関する研究の動向―マクロレベルのオリンピック研究に着目して. Japanese Journal of Elite Sports Support , 5; 33-49.

外務省（online）日本の安全保障と国際社会の平和と安定：人権・人道・難民：人権外交：障害者の権利に関する条約（略称：障害者権利条約），. https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html (2018 年 10 月 25 日最終閲覧).

Green, M., and Houlihan, B.（2004）Advocacy coalitions and elite sport policy change in Canada and the United Kingdom. International review for the sociology of sport, 39(4): 387-403.

Hammond, A., and Jeanes, R.（2018）Federal Government Involvement in Australian Disability Sport, 1981–2015. The International Journal of the History of Sport, 35(5): 431-447.

Henry, A. D., Ingold, K., Nohrstedt, D., and Weible, C. M.（2014）Policy Change in Comparative Contexts: Applying the Advocacy Coalition Framework Outside of Western Europe and North America. Journal of Comparative Policy Analysis: Research and Practice, 16(4): 299-312.

Houlihan, B., and Green, M. (2006) The changing status of school sport and physical education: explaining policy change. Sport, education and society, 11(1): 73-92.

Howe, P. D. (2018) SDP and disability. In: Houlihan, B. and Green, M. (Eds.) Routledge Handbook of Sport for Development and Peace. Routledge, pp. 289-298.

Howe, P. D. (2007) Integration of Paralympic athletes into athletics Canada. International Journal of Canadian Studies/Revue internationale d'études canadiennes, (35): 133-150.

Howe, P. D. (2004) Sport, Pain and Professionalism: Ethnographies of Injury and Risk. London: Routledge.

Hums, M. A., Moorman, A. M., and Wolff, E. A. (2003) The inclusion of the Paralympics in the Olympic and Amateur Sports Act: Legal and policy implications for integration of athletes with disabilities into the United States Olympic Committee and national governing bodies. Journal of Sport and Social Issues, 27(3): 261-275.

Independent Living Institute (ILI)（online）Library »First fully accessible city buses in Thailand. https://www. independentliving. org/docs5/thaibus. html (2017 年 8 月 10 日最終閲覧）.

International Labour Organization (2011) Moving towards disability inclusion . http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---ed_emp/---ifp_skills/documents/publication/wcms_160776.pdf（2016 年 10 月 15 日取得）.

International Paralympic Committee (online a) 7: First IPC-IOC Agreement: A historic Memorandum of Understanding was signed by the IPC and IOC in 2000 providing the foundation of their future relationship. https://www. paralympic. org/feature/7-first-ipc-ioc-agreement (2018 年 10 月 25 日最終閲覧).

International Paralympic Committee (online b) Athletes：Thailand. https://www. paralympic. org/athletes/biographies?country=Thailand (2017 年 8 月 30 日最終閲覧).

International Platform on Sports & Development. Learn more: Disability Sport and adapted physical activity (APA): Barriers to participation. http://www.sportanddev.org/en/learnmore/sport_and_disability2/sport_and_adapted_physical_activity__apa_/barriers_to_participation/ (参照日 2017 年 9 月 15 日).

International Committee of the Red Cross (online) HOME WHAT WE DO ENABLING PEOPLE WITH DISABILITIES & PHYSICAL REHABILITATION https://www.icrc.org/en/disability (2018 年 10 月 25 日最終閲覧).

Kamaruddin, K. (2007) Adult learning for people with disabilities in Malaysia: Provisions and services. The Journal of Human Resource and Adult Learning, 3(2): 5.

金子芳樹（2013）マレーシアの権威主義体制下における漸進的政治変革（新局面に入る東南アジア諸国の政治）. 国際問題= International affairs, 625: 5-17.

Khoo, S. (2015) Disability sport in Malaysia. 日本財団パラリンピック研究会紀要, 6: 17-30.

Khoo, S. (2011) New direction: Disability sport in Malaysia. Sport in Society, 14(9): 1285-1290.

Kidd, B. (2013) A new social movement: Sport for development and peace. In Sport and Foreign Policy in a Globalizing World, Routledge, 36-46.

小林勉（2014）国際開発とスポーツ援助. スポーツ社会学研究, 22(1): 61-78.

小林昌之（2010）序章 開発途上国における障害者の権利確立への課題. 小林昌之編, アジア諸国の障害者法-法的権利の確立と課題. アジア経済研究所, 3-28.

久野研二（2008）マレーシアの障害者の生計と障害自助団体. 森壮也編,『障害者の貧困削減：開発途上国の障害者の生計調査』研究報告書, アジア経済研究所, 205-226.

久野研二（1999）マレーシア　障害分野の現状と課題ー動き出した当事者活動ー. 月刊「ノーマライゼーション障害者の福祉」, 日本障害者リハビリテーション協会, 19 (215). http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n215/n215_14-01.html（2017 年

12 月 15 日最終閲覧）.
倉阪秀史（2012）環境政策における政策過程論: 市民参加と政策実現条件. 新世代法政策学研究= Hokkaido Journal of New Global Law and Policy, 14: 1-24.
Kwok, J. K., Chan, R. K., and Chan, W. T. （2002）Self-help organizations of people with disabilities in Asia. Greenwood Publishing Group.
Lauff, J. (2011) Participation rates of developing countries in international disability sport： a summary and the importance of statistics for understanding and planning. Sport in Society, 14(9): 1280-1284.
Legg, D., Fay, T., Wolff, E., and Hums, M. (2015) The International Olympic Committee–International Paralympic Committee Relationship: Past, Present, and Future. Journal of Sport and Social Issues, 39(5): 371-395.
Legg, D. and Steadward, R. (2011) The Paralympic Games and 60 years of change （1948–2008）：Unification and restructuring from a disability and medical model to sport-based competition. Sport in Society, 14(9): 1099-1115.
Levermore, R. (2010) CSR for Development Through Sport：examining its potential and limitations. Third World Quarter, 31(2), 223-241.
Malaval, P., Bénaroya, C. and Aflalo, J. (2013) Aerospace marketing management A Handbook for the Entire Value Chain. Springer.
松岡俊二（2008）国際開発協力における「キャパシティ・ディベロップメントと制度変化」アプローチ. アジア太平洋討究, 11: 223-237.
三重野文晴（2009）第 7 章 タイ－経済危機からの 10 年－資本流入の再開の論点整理－. 国宗浩三編,『国際資本移動と東アジアの新興市場諸国』調査研究報告書. アジア経済研究所, 1-23.
Miles, M. (1982) Why Asia Rejects. Western Disability Advice. International Rehabilitation

Review 4th Quarter.

Misener, L. and Darcy, S. (2014) Managing disability sport: From athletes with disabilities to inclusive organisational perspectives. Sports Management Review, 17(1): 1-7.

Misener, L., McPherson, G., McGillivray, D., and Legg, D. (2018) Leveraging Disability Sport Events: Impacts, Promises, and Possibilities. Routledge.

森壮也（2008）開発途上国における障害者統計調査について．森壮也編，障害者の貧困削減: 開発途上国の障害者の生計　中間報告．アジア経済研究所, 3-30.

森壮也（2006）『開発と障害』を考えるために必要なこと．森壮也編，開発問題と福祉問題の相互接近—障害を中心に—．アジア経済研究所, 3-18.

内閣府（online） 障害者施策: 国際的な取組: 「アジア太平洋障害者の十年」について: びわこミレニアム・フレームワーク：国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）「アジア太平洋障害者の十年（1993-2002）」最終年ハイレベル政府間会合 https://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/biwako/mokuji.html (2018 年 10 月 25 日最終閲覧）.

National Paralympic Committee of Thailand（online）Home: About us, http://www.paralympicthai.com/About_us.html (2017 年 8 月 31 日最終閲覧).

西澤希久男（2011）第 4 章　タイにおける障害者雇用の法的問題点，小林昌之編，『開発途上国の障害者雇用－雇用法制と就労実態』調査報告書．アジア経済研究所, 58-67.

野川春夫・岡田梓・佐々木朋子・田中暢子・工藤康宏（2012）東南アジア等におけるスポーツ振興の一元化推進策に関する国際比較研究－ASEAN 諸国を中心として－. http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/encourage/grant/pdf/research12_1-03.pdf (2019 年 12 月 15 日最終閲覧）.

Novak, A. (2017) Disability sport in Sub-Saharan Africa: From economic underdevelopment to uneven empowerment. Disability and the Global South, 1 (1): 44-63.

Oliver, M. (1996) Understanding disability：From theory to practice, St Martin's Press, 1996.

Omar, H., Hafidz, A., Hamid, A. H., Tiawa, D. H., and Islam, M. (2010) Sports: as an appliance of incorporation toward Malaysian society. Journal of Social Sciences, 6(2): 234-239.

Parnes, P. and Hashemi, G. (2007) Sport as a means to foster inclusion, health and well-being of people with disabilities. In: Sport for Development and Peace International Working Group (SDP IWG) Secretariat (Eds.) Literature Reviews on Sport for Development and Peace, 124-158.

Purdue, D. E. (2013) An (in) convenient truce? Paralympic stakeholders' reflections on the Olympic–Paralympic relationship. Journal of sport and social issues, 37(4): 384-402.

Purdue, D. E. J., and Howe, P. D. (2012) See the sport, not the disability: exploring the Paralympic paradox. Qualitative research in sport, exercise and health, 4(2): 189-205.

Rathke, A. and Woitek, U. (2008) Economics and the Summer Olympics. Journal of Sports Economics, 9: 520-537.

Sabatier, P. A. (1988) An advocacy coalition framework of policy change and the role of policy-oriented learning therein. Policy sciences, 21(2-3): 129-168.

スポーツ庁（2017） 第 1 回日 ASEAN 諸国スポーツ大臣会合「共同声明」. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/29/10/__icsFiles/afieldfile/2017/10/16/1397323_01_2_1.pdf (2019 年 12 月 25 日最終閲覧）.

公益財団法人笹川スポーツ財団（2017）諸外国における 障害者のスポーツ環境に関する調査（イギリス，カナダ，オーストラリア）報告書 .http://www.ssf.or.jp/Portals/0/resources/research/report/pdf/2017_report_38.pdf (2019 年 10 月 25 日最終閲覧）.

Schulenkorf, N., Sherry, E., and Rowe, K. (2016) Sport for development: An integrated literature review. Journal of Sport Management, 30(1): 22-39.

清水諭（2015）スポーツを通した国際開発学の位置．清水諭編，現代スポーツ評論 31 号スポーツを通した開発のいま．創文企画, 8-18.

South East Asian Games Federation (online) SEA Games Federation Office：about SEAGF. http://www.seagfoffice.org/seagf.php (参照日 2019 年 8 月 25 日).

Sport for Development and Peace International Working Group (2007) Literature Reviews on Sport for Development and Peace. Sport for Development and Peace International Working Group (SDP IWG) Secretariat, Toronto, Canada.

Sport for Tomorrow (online) Home: SPORT FOR TOMORROW とは？. http://www.sport4tomorrow.jp/jp/about/ (2019 年 12 月 10 日最終閲覧).

スポーツ庁（2017） 第 1 回日 ASEAN 諸国スポーツ大臣会合「共同声明」. https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/29/10/__icsFiles/afieldfile/2017/10/16/1397323_01_2_1.pdf (2019 年 10 月 31 日最終閲覧).

社会福祉法人太陽の家（online）社会福祉法人太陽の家：中村裕博士と障がい者スポーツ. http://www.taiyonoie.or.jp/sports (2019 年 10 月 31 日最終閲覧).

社会福祉法人太陽の家（1984）中村裕先生を偲ぶ．社会福祉法人太陽の家追悼集編集委員会, 1-44.

高嶺豊（1997）「アジアの障害者運動 」「ノーマライゼーション　障害者の福祉」.（財）日本障害者リハビリテーション協会, 17(95): 30-31.

Thomas, N. (2003) Sport and disability. In Houlihan, B. (Eds.) Sport and society: A student introduction, 105-124.

World Bank (online) GDP per capita . https://data.worldbank.org/indicator/NY.GDP.PCAP.CD?locations=THAILAND（2017

年 9 月 30 日最終閲覧).

World Bank（2011）Disability and Poverty in Developing Countries: A Snapshot from the World Health Survey. http://siteresources.worldbank.org/SOCIALPROTECTION/Resources/SP-Discussion-papers/Disability-DP/1109.pdf (2016 年 10 月 15 日最終閲覧).

吉村千恵（2016）タイの障害者および障害者スポーツの状況. 日本財団パラリンピック研究会紀要, 4: 91-107.

謝辞

博士論文を執筆するにあたり，これまで多くの方々のご支援を賜りましたことを，この場を借りて感謝申し上げます.

指導教員である間野義之先生には，博士論文の提出に至るまで懇切丁寧に研究指導いただきました．間野先生には，大学学部 2 年生からお世話になり，素晴らしい研究環境，人脈，そして研究者として人生を歩むチャンスをいただきました．大学院に進学後は，成果を上げられない時期が続き，研究に行き詰まることも多くありました．そんな中，先生は辛抱強く，そして温かく見守ってくださいました．研究に関するご助言のみならず，日ふと掛けてくださる日常の言葉一つ一つに毎回励まされております．学部 4 年生から継続して研究課題とする「スポーツを通じた国際協力」についても，先生のご支援・ご助言なくしては，一貫して取り組むことは叶わなかったと存じます. 振り返れば，当該テーマについて関心が芽生えたのも，「君たちが専攻するスポーツ科学が，一体社会の何に役立つのか常に考えなさい」という先生のご指導がきっかけだったと思います. 研究活動のみならず，社会人として生きる上で，数えきれないほどの学びをいただきました. 本当にありがとうございました. また，共に学業・研究生活を送った早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ政策研究室（間野義之ゼミ）の先輩・後輩・同僚の皆様のサポートにも感謝いたします．研究生活は楽しいことばかりではありませんでしたが，切磋琢磨できる仲間の存在のおかげで，立ち止まりそうになった時も足を止めずに前に進むことが出来たのだと思います.

大学 4 年生から所属しております，日本財団パラリンピックサポートセンター・パラリンピック研究会の皆様には，感謝しきれない程のご支援を賜りました. 小倉和夫理事長は，研究と名を打つには程遠い，ほんの小さな私の調査報告に対しても耳を傾けてくださり，いつも関心を寄せてくださいました. また，外交政策や開発協力政策に携わる多くの関係者との人脈形成にお取り計らいいただきました. 主任研究員である中島裕子さんには，仕事上で

もプライベートでも，大変お世話になりました．どんなに大変な状況にあろうと笑顔を絶やさず，また所属する研究員全員のことを常に思いやって行動する中島さんの姿に，いつも感銘を受けております．小倉理事長，中島さんをはじめ，心から尊敬できる方々と多くの時間を共にできたことは，私の人生にとって大変かけがいのない財産となりました．パラリンピック研究会で重ねた一つ一つの経験のおかげで，今日の私があります．心より感謝申し上げます．

本論文の副査を引き受けていただきました，早稲田大学スポーツ科学学術院の岡浩一朗先生，作野誠一先生，松岡宏高先生，舟橋弘晃先生には，論文審査会の際に建設的なご指導をいただきました．貴重なご意見は今後の研究活動にも活かして参ります．舟橋弘晃先生には，研究遂行・論文執筆にあたるノウハウ，ご自身の経験など数多くのご助言をいただきました．研究に取り組む姿勢，幅広い研究知識，論理的な思考など，研究者として必要なスキルをご自身の姿からも教えていただきました．記して感謝申し上げます．

修士論文・博士論文を通して調査にご協力してくださった皆様にも感謝申し上げます．NPO 法人アジアの障害者活動を支援する会の中村由希さんには，東南アジア各国における多くの関係者とお繋ぎ頂き，その人脈構築のおかげで調査を実行することが叶いました．さらに，本論文で調査対象としたタイ王国，マレーシアをはじめ，ラオス，インドネシア各国のパラリンピック委員会の皆様，関係者の皆様には，調査を快諾いただくに留まらず，滞在中に多く交流の時間を頂きました．改めて感謝申し上げます．

最後に，常に私を一番に支え，そばで見守り続けてくれた両親，そして 2017 年に亡くなった祖母に心から感謝します．私がどんな道を選んでも，必ず背中を押してくれる両親のためにも，私の活躍を 1 番見たかったであろう祖母のためにも，これからも真摯に研究活動に取り組んでまいります．本当にありがとうございました．

令和 2 年 1 月

遠藤華英